

和歌山県内文化財調査報告会 2021

地宝のひびき



写真: 慈尊院Ⅱ遺跡 大刎(紀の川の堤防)九度山町



令和4年(2022)1月23日(日)
公益財団法人和歌山県文化財センター



岩橋千塚古墳群井辺1号墳 墳丘南東隅（南から）



且来VI遺跡方形周溝墓周溝部出土の弥生土器壺

写真提供：和歌山県教育委員会

表紙（「慈尊院Ⅱ遺跡大刎」）及び巻頭図版上段（「岩瀬千塚古墳群井辺1号墳墳丘南東隅（南から）」）

開催にあたって

『地宝のひびき—和歌山県内文化財調査報告会—』は、文化財に対して共通の理解と知識を育んでいただくことを念頭に、県内の発掘調査の成果などを各地域の文化財担当者が報告し、その成果をいち早く県民の皆様に提供することを目的として企画したものです。

県教育委員会や県内各市町村の文化財担当者と連携し、第1回目を平成18年度に開催して以来、今年で17回目を迎えることができました。

近年、和歌山県内では中世及び近世の山城や城館の調査が数多く行われており、昨年度も同様の傾向にあります。紀北では、和歌山城跡周辺の調査、紀南では上富田町龍松山城跡、すさみ町里野中山城跡、串本町結城城跡の調査が行われました。

今回は、中世及び近世の山城や城館の調査成果を中心に、6件の報告と5件の誌上報告が各文化財担当者からされます。

また、本誌に掲載できなかったものの、県内ではこれ以外にも多くの発掘調査がおこなわれており、その一つ一つが地域の歴史を知る貴重な手がかりとなっています。

今回開催しました『地宝のひびき』を通して、少しでも文化財を身近なものと感じ、また遺跡の保存や活用についても考えをめぐらせていただく機会にさせていただけたらと考えています。

最後になりましたが、この報告会を開催するにあたりまして、ご協力を頂きました多くの機関、関係者の皆様に深く感謝の意を表する次第です。

令和4年1月23日

公益財団法人 和歌山県文化財センター

理事長 櫻井 敏雄

開催日程

地宝のひびき ―和歌山県内文化財調査報告会―

■開催日時：令和4年1月23日（日） 13時00分～17時00分

12時30分 受付開始

13時00分 開会挨拶

13時05分 報告1 「且来Ⅵ遺跡の発掘 ―新たな方形周溝墓の発見―
(公財)和歌山県文化財センター 濱崎 範子

13時40分 報告2 「且来Ⅴ遺跡の発掘調査」
海南市教育委員会 矢倉 嘉人 氏

14時15分 休憩10分

14時25分 報告3 「吉原遺跡の発掘調査
―弥生時代から古墳時代の墓域と土器埋納遺構―
(公財)和歌山県文化財センター 田之上 裕子

15時00分 報告4 「県内最大の方墳
岩橋千塚古墳群井辺1号墳の発掘調査」
和歌山県教育委員会 仲辻 慧大 氏

15時35分 休憩10分

15時45分 報告5 「岩橋千塚北麓で見つかった中世の屋敷跡
―岩橋Ⅱ遺跡の発掘調査―
(公財)和歌山市文化スポーツ振興財団 藤藪 勝則 氏

16時30分 報告6 「絵図に描かれた近世堤防―慈尊院Ⅱ遺跡、
慈尊院中小路地先遺跡の発掘調査―
和歌山県立紀伊風土記の丘 田中 元浩 氏

16時55分 閉会挨拶

■開催場所：きのくに志学館（和歌山県立図書館）2階 講義・研修室
和歌山市西高松一丁目7番38号

■主催：公益財団法人和歌山県文化財センター

■後援：和歌山県教育委員会、公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団
海南市教育委員会

報告資料集目次

■ 巻頭図版

■ 開催にあたって

■ 開催日程

■ 掲載遺跡の位置図 1

■ 報告

- I 「且来VI遺跡の発掘 ―新たな方形周溝墓の発見― 2
濱崎 範子：(公財) 和歌山県文化財センター

- II 「且来V遺跡の発掘調査」..... 8
矢倉 嘉人：海南市教育委員会

- III 「吉原遺跡の発掘調査 ―弥生時代から古墳時代の墓域と土器埋納遺構― 14
田之上 裕子：(公財) 和歌山県文化財センター

- IV 「県内最大の方墳 岩橋千塚古墳群井辺1号墳の発掘調査」..... 20
仲辻 慧大：和歌山県教育委員会

- V 「岩橋千塚北麓で見つかった中世の屋敷跡 ―岩橋II遺跡の発掘調査― 26
藤藪 勝則：(公財) 和歌山市文化スポーツ振興財団

- VI 「絵図に描かれた近世堤防
―慈尊院II遺跡、慈尊院中小路地先遺跡の発掘調査― 32
田中 元浩：和歌山県立紀伊風土記の丘

■ 誌上報告

- 1 「新たに分かった南部平野における高台の利用
―上城遺跡、上城城跡の発掘調査成果― 42
前田 一樹：みなべ町教育委員会
仲辻 慧大：和歌山県教育委員会

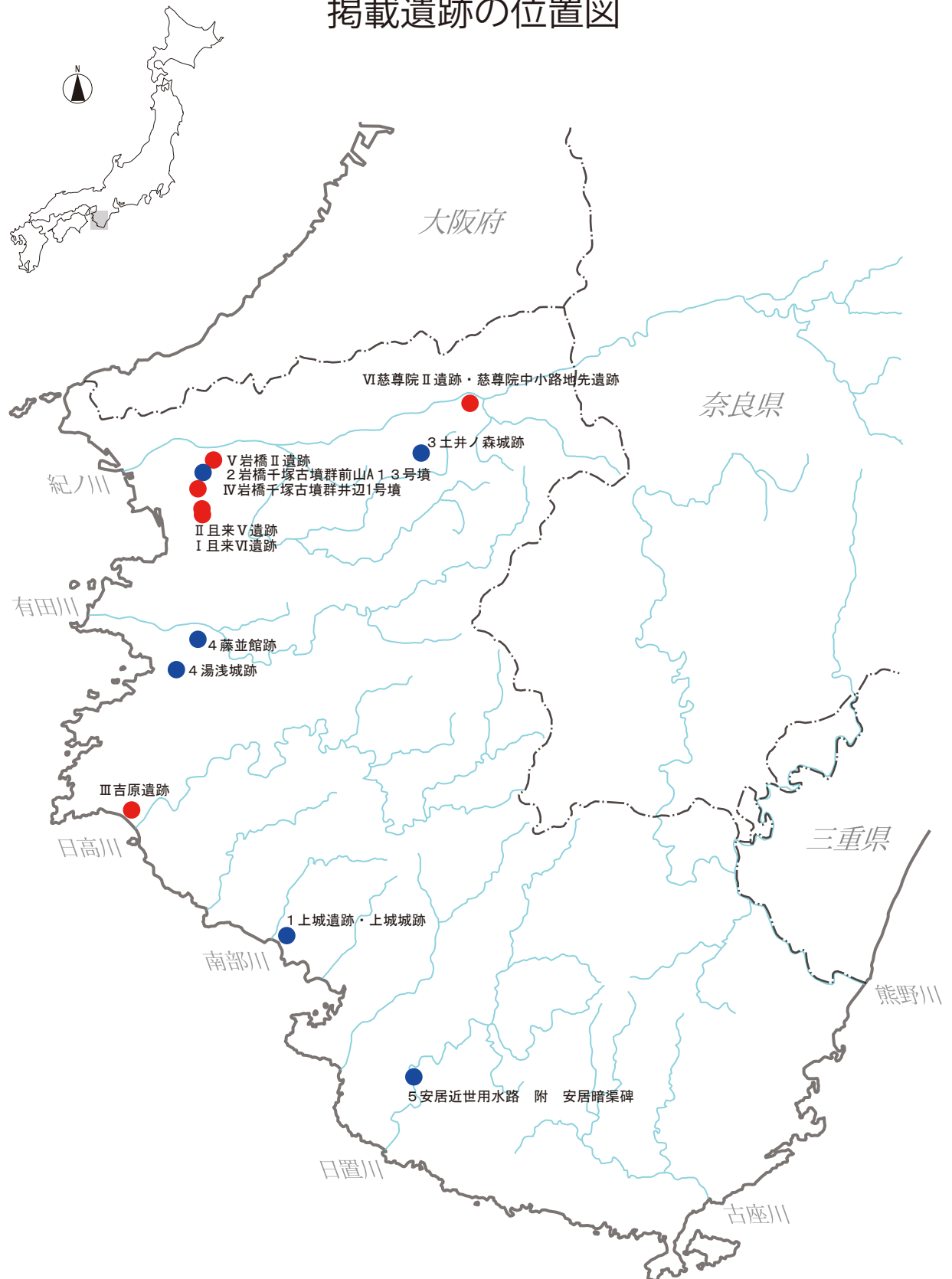
- 2 「岩橋千塚古墳群前山 A13 号墳の発掘調査」 44
日本考古学協会員 富加見 泰彦

3 「中世の砂防堤防 ―紀の川市 土井ノ森城跡の発掘調査―」	48
森原 聖：紀の川市教育委員会	
4 「国指定史跡 湯浅党城館跡の調査成果」	50
川口 修実：有田川町教育委員会	
中原 七菜子：湯浅町教育委員会	
5 「安居近世用水路 附 安居暗渠碑 ―清流のきらめきは、悠久の時を越えて―」	54
佐藤 純一：白浜町教育委員会	

― 記 ―

- 1 本書は、令和3年度国宝重要文化財等保存・活用事業費（和歌山県内地域の特色ある埋蔵文化財活用事業）の補助金を受けて、公益財団法人和歌山県文化財センターが実施した『地宝のひびき―和歌山県内文化財調査報告会―』の報告資料集である。
- 2 本書掲載資料の中には、正式な報告書が刊行されていないものが含まれている。そのため、今後、各資料の位置付けが変更される可能性がある。
- 3 本報告会を開催するにあたり、県内各自治体の文化財関係部局・担当課等から多大なるご協力を得た。記して謝意を表す次第である。
- 4 本書の編集は、田之上裕子（公益財団法人和歌山県文化財センター）が担当した。

掲載遺跡の位置図



● 報告関係遺跡

● 紙上報告関係遺跡

※ローマ数字、算用数字は、目次の番号と一致します。

且来VI遺跡の発掘 —新たな方形周溝墓の発見—

(公財)和歌山県文化財センター 濱崎 範子

1. はじめに - 周辺の環境と歴史・既往調査 -

且来VI遺跡(56)は、海南市且来に所在し、東西約320m、南北約270mに展開する弥生時代から奈良時代の集落跡として知られている遺跡である。海南市を東西に流れる亀の川の南岸に位置し、亀の川によって形成された扇状地の西端及び沖積平野の東端に展開しており、和歌山市と接する海南市且来地内周辺には、比較的多くの遺跡が存在している(図1)。

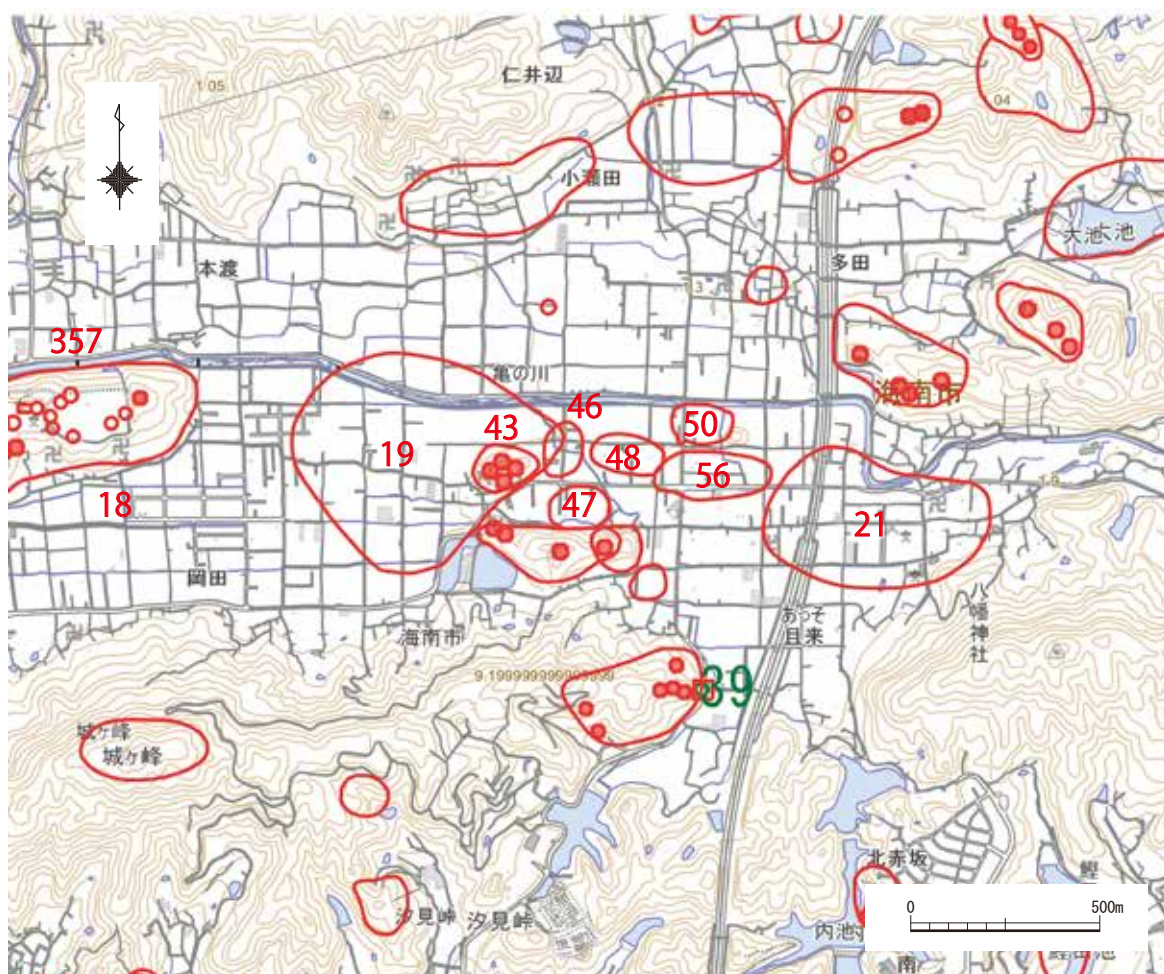


図1 且来VI遺跡周辺の遺跡

縄文時代後期から且来Ⅰ遺跡(46)、且来Ⅲ遺跡(48)、亀川遺跡(21)、岡村遺跡(19)等において人間活動が活発に認められる。弥生時代から古墳時代にかけては、亀川遺跡、岡村遺跡等において弥生時代～古墳時代に集落が展開する。特に弥生時代中期まで発達し、中期後半には土器の出土量が減少するが、後期には再び出土量が増加する。また、岡村古墳群(20)、岡田八幡神社古墳群(43)、山崎山古墳群(18・357)、室山古墳群などが形成される。古代以降は且来Ⅴ・Ⅵ遺跡(50・56)の東を南北に走る道路が古来よりの熊野参詣道を踏襲しており、現在も和歌山

市北部から海南市南部に至る重要なルートとなっている。江戸時代中期には、現在の流路となる亀の川の付け替えが行われていることが知られている。

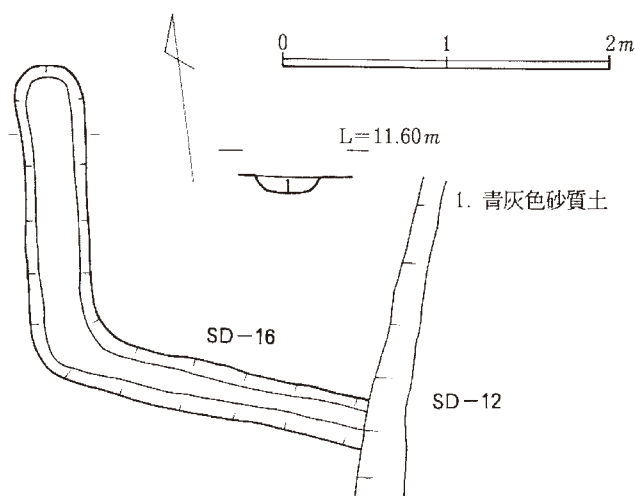


図2 既往調査における方形周溝墓の可能性のある遺構
(SD-16) (平成6・7年度調査)

且来VI遺跡の既往調査の代表的なものとして、遺跡南部を東西に延びる県道小野田内原線道路改良工事に伴って平成6・7年度に海南市文化財調査研究会による発掘調査が実施されている。この調査では、弥生時代から古代にかけての土坑、柱穴、建物跡が多数検出され、西側に向かって遺構面が緩やかに下がっていることが判明している。ま

た、弥生時代の遺構としては、中期中葉（Ⅲ様式）の土器が出土した溝（SD-03・15・18）等や方形周溝墓の可能性のある遺構（SD-16）が確認されている（図2）。

且来VI遺跡北側に位置する且来V遺跡では、平成2年度に海南市教育委員会によって宅地造成に伴って発掘調査工事が行われ、石包丁などが出土している。なお令和元年度に秋月海南線道路改良工事に伴う発掘調査が当センターにより、令和2年度に宅地造成工事に伴う発掘調査が海南市文化財調査研究会により実施されている。令和元年度の調査では包含層から布目痕の残る古代瓦が、令和2年度の調査では円面硯が出土しており、且来V・VI遺跡周辺に郡衙や屯倉等の公的施設が存在していたことが推測できる（図3）。

2. 令和2年度の調査

令和2年度に和歌山県より委託を受け、当センターが実施した且来VI遺跡の発掘調査は、県道秋月海南線道路改良工事に伴うものである。且来VI遺跡の中央部より、やや西寄りの部分を調査することとなった（図4）。現在の当該地周辺は県道秋月海南線及び住宅地となっているが、過去に撮影された航空写真等から、ほぼ正方位の条里型地割による水田が広がっていたことが確認できる。

調査は、令和2年11月16日～令和3年3月5日まで、418.1㎡を対象に実施した。発掘調査地には店舗や住宅に隣接しているため、調査区を5区画に分け、反転しながらの作業となったこと、また、遺構・遺物の全容について整理作業が終了していないため、あくまでも現時点での成果となる。

今回の発掘調査により、基本層序は、以下の5層に大別できる。

第0層：住宅地としての造成盛土

第1層：造成以前の水田耕作土

第2層：造成以前の水田耕作土に伴う床土

第3層：弥生時代～古代の遺物を含む遺物包含層。中世の遺物を若干含むことから、形成された時期は中世以降と考えられる。

第4-1層：弥生時代の遺物を包含する遺物包含層。上面は弥生時代末～古代の遺物を含む遺構が掘り込まれている第1遺構面。

第4-2層：上面は弥生時代中期から後期の遺物を含む遺構が掘り込まれる第2遺構面。1・2区では残存状況が良好だが、調査区北端である5区に向かって残存状況は悪くなり、3区及び5区北側では河川の氾濫とみられる堆積土層によって削平され、残存していない。

第5層：河川の氾濫堆積による砂礫層及び黄褐色のシルトを含む基盤層

また、上記の5層以外に、第3'層として砂と砂礫が互層状に堆積している土層を一部調査区で確認しており、古代以降の氾濫堆積層と認識している。

調査区南部である1・2区では、第1遺構面・第2遺構面が明瞭に検出でき、遺構の遺存状況も良好である（写真1・2）。一方で、3～5区でも、遺構面を2面を検出しているが、中世以降に大量の土砂で低くなっていた地面を埋めて、水田に適した土地を作り上げていたことや、遺構

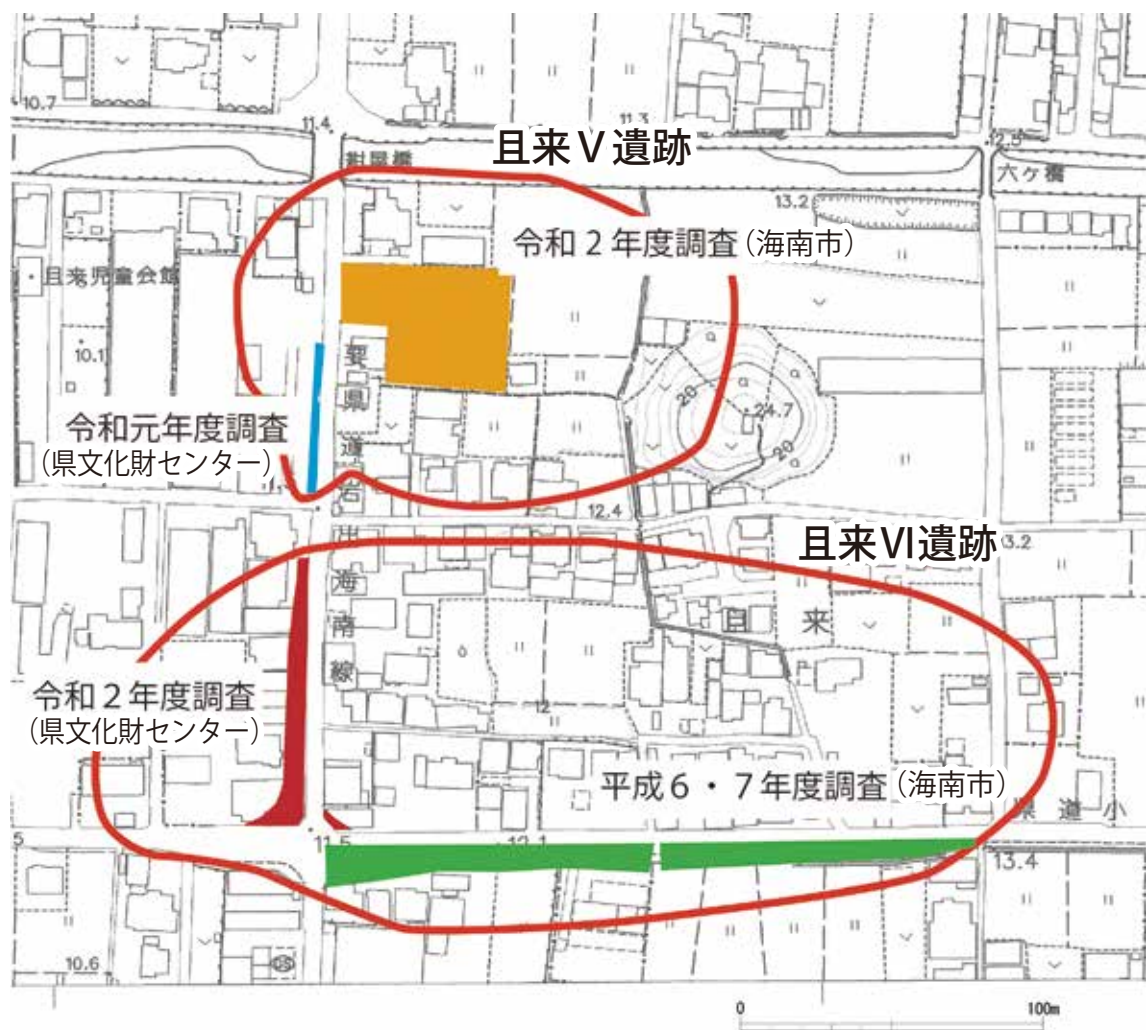


図3 且来V・VI遺跡の既往調査箇所



図4 令和2年度且来VI遺跡調査区

面の遺存状況は良くない。2区と3区の間地点では、砂と砂礫が一部で互層状に堆積していた。これは遺跡の北に位置する亀の川の氾濫によるものと考えている。

今回の発掘調査では、弥生時代中期から後期の遺構として土坑、柱穴、溝、方形周溝墓を、弥生時代末から古墳時代・古代の遺構として土坑、柱穴、溝を主に確認した(写真1)。また、調査区3～5区でのみ、中世から近世にかけての井戸、土坑等を確認している。これらの遺構や包含層から弥生土器、土師器、須恵器、黒色土器、瓦器、瓦・陶磁器(近世)、土錘等の多様な土器・土製品が出土したほか、石鏃や漆器碗片(近世)、鉄滓といった遺物なども出土している。



写真1 且来VI遺跡遺構検出状況(1～2区(北から)左:第1遺構面、右:第2遺構面)

新しく見つかった方形周溝墓について

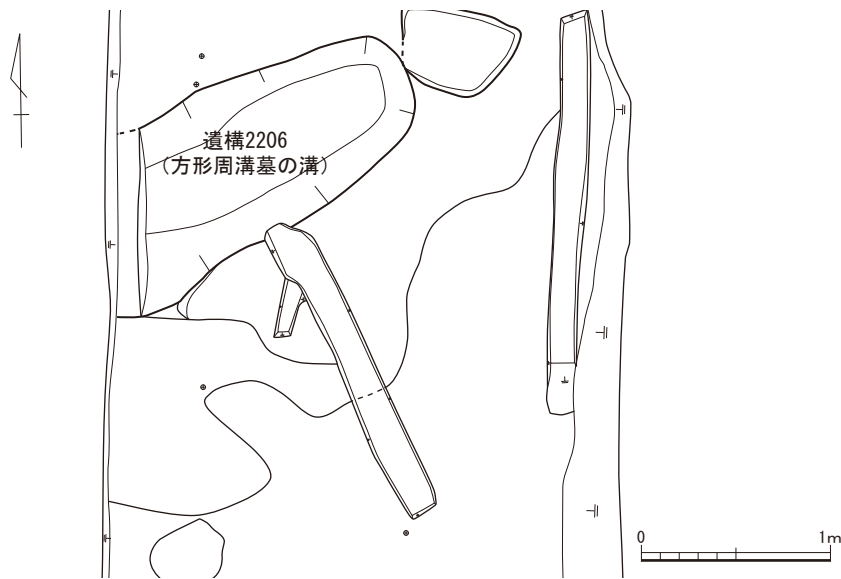


図5 新たに確認した方形周溝墓平面図

今回の調査での成果の一つとして、2-2区において第2遺構面から掘り込まれていることを確認した北東から南西に延びる長さ約3.0m（調査区外へ更に続く）、幅約1.7m、深さ約0.5mの溝がある（写真2）。溝の底部で、体部に2ヶ所の穿孔がある弥生土器の壺（Ⅲ様式）1個体が出土しており、供献土器とみられる（写真3・4）。

このことから、確認した溝は弥生時代中期の方形周溝墓の一部であると考えている。ただし、2-2区北に隣接する1-1区では溝や方形周溝墓の主体部を確認できなかった。1-1区では、亀の川の洪水とみられる土層（前述の第3'層）が遺構面直上に堆積していることから、洪水の影響で



写真2 新たに確認した方形周溝墓の溝（北から）

方形周溝墓の主体部が削平されたと考えられる。溝の埋土は大きく上下2層に区分でき、下層は砂礫を多く含むこと、出土遺物が前述の弥生土器1点であることから、方形周溝墓に供えられた土器が落ち込んだのち、河川の氾濫等により一気に埋没したと考えられることから、当該地の亀の川氾濫の影響の大きさについて知ることができる。

ただし、確認した溝の方向や周辺の状況から、主体部は溝の北側に存在していたと推測している。



写真3 出土した土器

明らかになる且来VI遺跡の姿

これまで且来VI遺跡は、弥生時代から奈良時代にかけての集落跡として知られており、今回の発掘調査でも、且来VI遺跡の南部では古代の掘立柱建物跡が確認でき、これまでの調査成果と一致する。一方で、弥生時代の遺構については、溝や土坑などを確認したが、竪穴建物跡など生活の痕跡を具体的に示す遺構は確認できなかった。

且来VI遺跡の西には岡村遺跡、東には亀川遺跡が所在しており、いずれも弥生時代には集落として栄えていたことがこれまでの調査で明らかとなっている。この2つの遺跡からは、方形周溝墓や土坑墓なども確認されているほか、且来VI遺跡でも今回新たに発見した方形周溝墓以外に、方形周溝墓の可能性のある溝が遺跡の南東部で確認されている。

これまで考えられていた且来VI遺跡の集落跡としての遺跡の性格に加え、弥生時代の墓域としての且来VI遺跡の姿や周辺の集落遺跡との関連性などを今後検討していく必要があると考えている。今後、更なる且来VI遺跡の調査や、出土した遺物や、記録・写真等の整理を通して、更に詳細な海南市且来周辺の姿を明らかにしていく必要があると考えている。

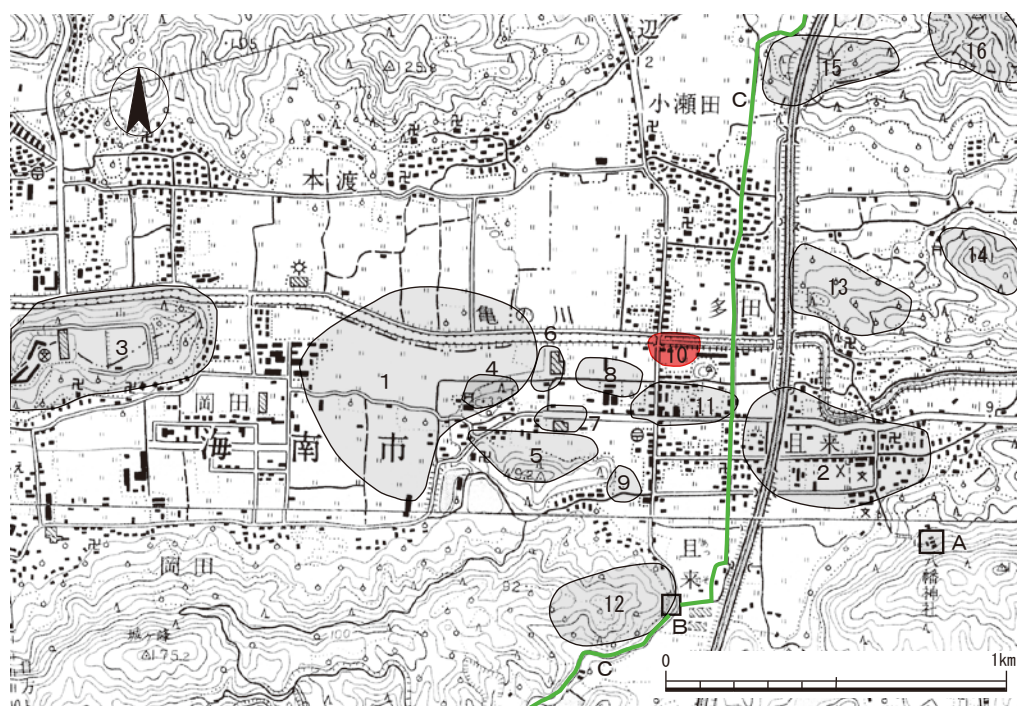
且来Ⅴ遺跡の発掘調査

海南市教育委員会 矢倉 嘉人

1. はじめに

且来Ⅴ遺跡は海南市北部、和歌山市との市境となる亀の川下流域の沖積平野に位置する遺跡で、周辺には、縄文時代以降多くの遺跡が所在している。

縄文時代では岡村遺跡や亀川遺跡、且来Ⅰ遺跡から縄文時代の土器が出土している。弥生時代には岡村遺跡と亀川遺跡などで集落が営まれ、亀川遺跡からは周溝墓や竪穴建物が、岡村遺跡では集落に伴う多数の溝が確認されている。また、亀川遺跡の北方には、高地性集落の滝ヶ峰遺跡が位置している。古墳時代になると、この地域にも古墳が築かれるようになる。海南市域で唯一確認された前方後円墳を含む山崎山古墳群をはじめ、令和元年度の調査で円筒埴輪片が出土した岡田八幡神社古墳群や、岡村古墳群、国主神社古墳群など、多くの古墳が築かれている。古墳時代以降も、且来Ⅵ遺跡で古代の掘立柱建物が確認されており、近世に至るまで連綿と人々が活動していた地域であることがわかっている。また、熊野古道が南北に通る古代より人の往来が多い地域であった。なお、亀の川の流路は、現在、且来Ⅴ遺跡付近から西へ直線的に流れるが、これは、江戸時代に井澤弥惣兵衛によって付替えられたもので、当初は現流路より大きく北側の和歌山市側に蛇行していたと推定される。



- | | | | |
|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 1. 岡村遺跡 | 2. 亀川遺跡 | 3. 山崎山古墳群 | 4. 岡田八幡神社古墳群 |
| 5. 岡村古墳群 | 6. 且来Ⅰ遺跡 | 7. 且来Ⅱ遺跡 | 8. 且来Ⅲ遺跡 |
| 9. 且来Ⅳ遺跡 | 10. 且来Ⅴ遺跡 | 11. 且来Ⅵ遺跡 | 12. 且来下垣内古墳群 |
| 13. 多田南山古墳群 | 14. 国主神社古墳群 | 15. 薬勝寺南山古墳群 | 16. 滝ヶ峰遺跡 |
| A. 且来八幡神社 | B. 松坂王子跡 | C. 熊野古道 | |

図1 周辺遺跡分布図

2. 調査の成果

今回の調査は、宅地造成工事に伴うもので、令和元年度に実施した確認調査の結果、対象地全域で包含層や遺構が確認されたため、令和2年度に道路敷設箇所について発掘調査を実施した。調査の結果、弥生時代後期～古墳時代初頭の流路を確認したほか、飛鳥時代から奈良時代の土坑やピットを多数検出した。また、包含層より磨製石斧や石包丁が出土している。

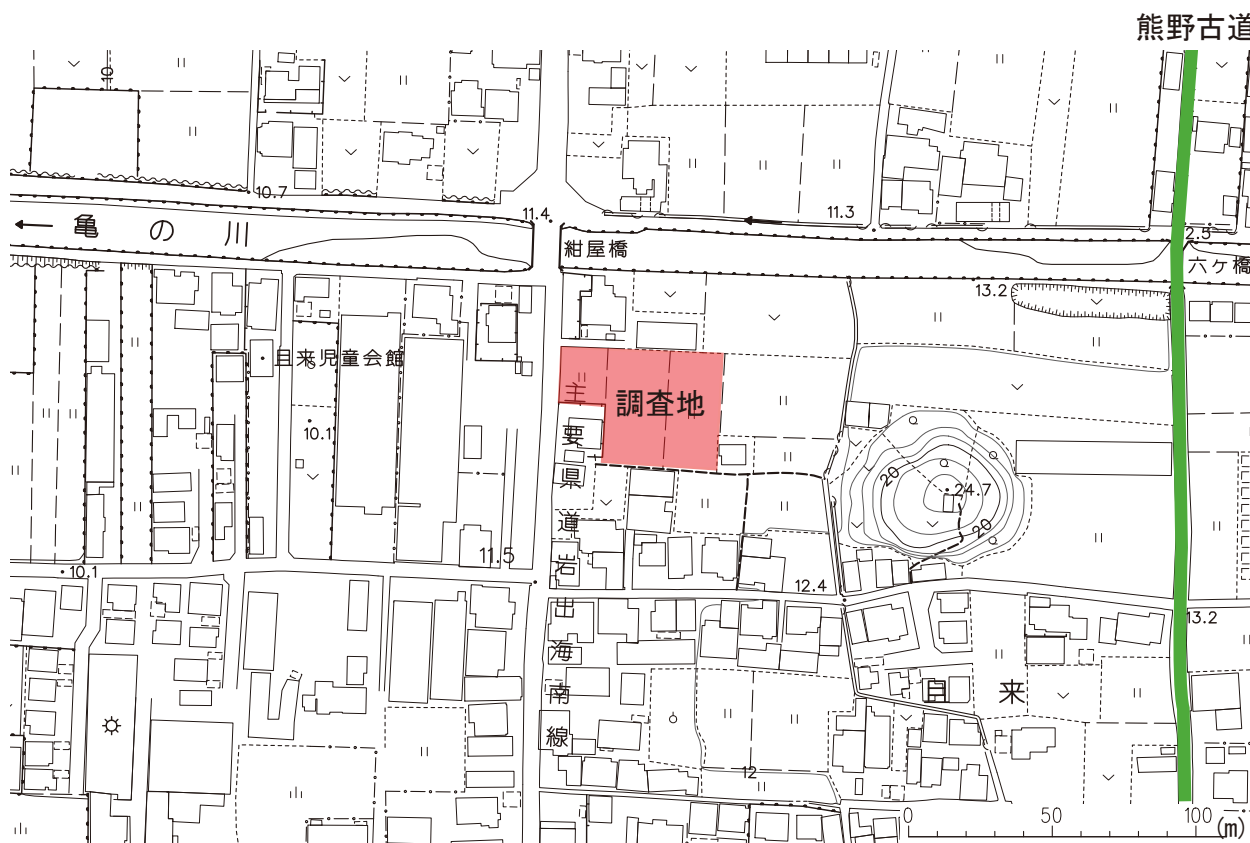


図2 調査位置図

13土坑

13土坑（写真1）は調査範囲外に広がるが、確認できた長辺が約3.8m、短辺1.5mの隅丸方形の土坑で深さは約0.6mを測る。土坑内の埋土には一部炭化物や焼土が混ざっていた。遺物は飛鳥時代から奈良時代（8世紀前半から中頃）の円面硯など須恵器、土師器が多数出土した。円面硯（写真8）は残存1/6程度で脚部には3個でひとまとまりとなる長方形の透かしがあり、ひとまとまりの透かしの間は縦方向の線で区画している。復元径は約20.5cmで、高さは約5.8cmであった。このほかにも、自然釉のかかった須恵器片なども出土している。



写真1 13土坑

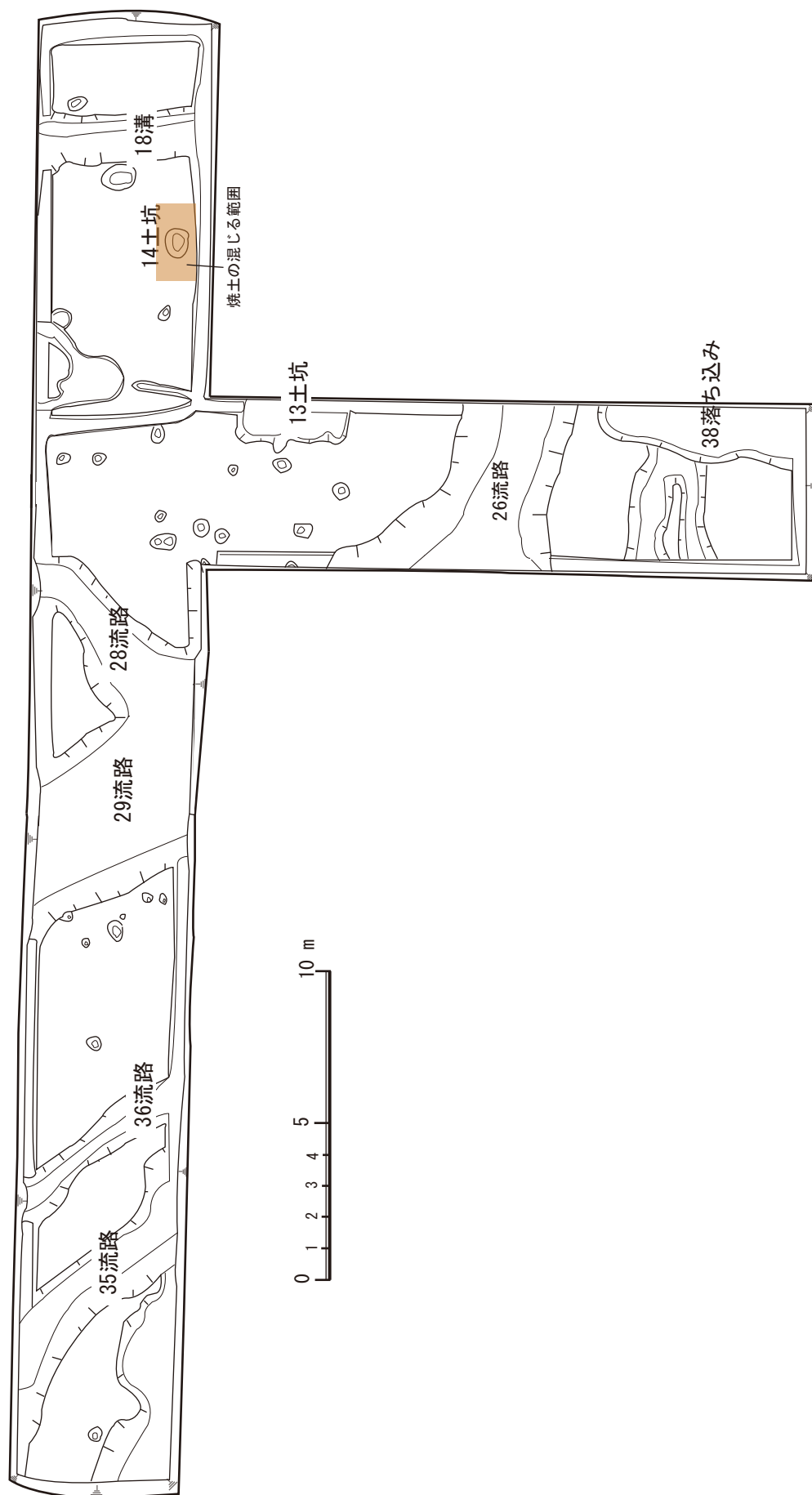


図3 調査平面図

14 土坑

長辺約 1 m、短辺約 0.7m の楕円形で、深さ約 0.05m の非常に浅い土坑で、埋土内には焼土や炭化物が混ざっていた。また遺構周辺にも焼土が広がっており火を使用していたことがわかる。遺構埋土内から土師器片が 1 点出土したが、細片のため時期の特定はできなかった。

18 溝

南北方向に延びる溝で、幅約 2 m、深さ約 0.9m を測る。完形の小型丸底壺が 2 点出土したほか、サヌカイト剥片が 1 点出土した。

26 流路

北西－南東方向に延びる溝で、約 5 m を検出した、幅は西側で約 3.5m、東側で約 7 m を測る。遺物は弥生時代後期から古墳時代初頭の土器が多数出土しており、流路北側の肩部から、弥生時代後期のほぼ完形の甕（写真 2）が出土した。この流路の延長上に 29 流路があり同一の流路と考えられる。



写真 2 26 流路遺物出土状況

28 流路

北東－南西方向に延びる流路で、検出長約 6 m、最大幅約 3 m で深さ約 1 m を測る。

南側では、29 流路と重複しており、層位から 28 流路が先行するが、出土遺物に大きな時期差はみられず、ほぼ同時期と考えられる。出土した土器の中には、炭化物や焼けた石とともに 2 次焼成を受けたと考えられる、弥生時代後期の壺などが出土している。

29 流路

北西－南東方向に延びる溝で、検出長約 6 m、最大幅約 5 m で深さ約 1.5m を測る。東に隣接する 28 溝と同じく、弥生後期から古墳時代初頭の土器片が大量に出土しており 28 流路と同様に、2 次焼成を受けたと考えられる土師器片が出土している。

35 流路

北西－南東方向に延びる流路で、検出長約 7 m、最大幅約 3 m で深さ約 1.5m を測る。広口壺など弥生時代後期から古墳時代初頭の土器片が多く出土した。

ピット群

28 流路と 26 流路、18 溝に囲まれ範囲にピットを多数検出した。多くは径 0.3m ～ 0.5m 程度の円形で柱痕跡などは確認できなかった。遺物の出土はほとんど無く、土師器細片が 1 点出土ただけで時期の特定はできなかったが、8 世紀中頃と考えられる 13 土坑と同時期と考えられる。



写真 2 35 流路



写真4 調査区西側



写真5 調査区東側



写真6 調査区中央部



写真7 調査区中央部

3. 且来V遺跡周辺の古代の様相

今回の調査では13土坑と38落込から飛鳥時代から奈良時代（8世紀前半から中頃）の須恵器、土師器が出土しており、特に特筆すべき遺物に13土坑から出土した円面硯がある。そこで、且来V遺跡の古代の状況について検討するにあたり、且来V遺跡の南側に位置する且来VI遺跡について紹介したい。

且来VI遺跡では、これまで、20次にわたり調査が実施されており、多数の掘立柱建物や区画溝などが検出されている（表1）。掘立柱建物は大型の建物は無いが、南北棟を中心に四面廂建物や



写真8 且来V遺跡出土円面硯



写真9 且来VI遺跡出土円面硯

総柱建物などがあり、確認できる建物は主軸を約 5° 東へ振るグループと、約 15° 東へ振るグループに分けることができ、主軸を揃えた建物群であったことがわかる。

遺物では、円面硯が 2 点出土しており、内 1 点は脚部が欠損しているため透かしの数や高さは明らかでないが、陸部と海部とも緑色の自然釉が全面にかかっている。(写真 9) また、奈良時代の製塩土器が大量に出土することや、奈良時代(8 世紀中頃)の須恵器壺の肩に「乃口」とへら書きされているなど、一般の集落ではあまりみることのできない遺物が出土している。

このように且来 VI 遺跡は一般の集落とは一線を画することが明かで、遺構・遺物から官衙的な機能を有する施設があったと考えられる。

調査名	建物名	時代	規模	方向	備考
1 次調査	SB-02	飛鳥時代	3 間×2 間以上		
	SB-03	飛鳥時代	2 間以上×2 間以上		
	SB-04	飛鳥時代	3 間×2 間以上		
3 次調査	SB-01	6C 末~7C 初頭	3 間×2 間	N-13°-E	南側に 1 間の廂
7 次調査	SB-01	IV 型式前半 (8C 前半~8C 中頃)	3 間×2 間以上	N-7°-E	
	SB-02		2 間以上×1 間以上		
	SB-03		3 間×1 間以上		
	SB-04				SB-05 の廂になる可能性
	SB-05		2 間×2 間以上		四面廂建物になる可能性
8 次調査	SB-01	飛鳥時代	1 間以上×2 間	N-16°-E	3 間×2 間の南北棟の可能性
	SB-02		2 間以上×2 間	N-6°-E	3 間×2 間の南北棟の可能性
	SB-03		2 間以上×2 間	N-16°-E	SB-04 をきる
	SB-04		2 間以上×1 間	N-12°-E	3 間×2 間の南北棟の可能性
	SB-05		2 間以上×1 間	N-4°-E	南に廂 3 間×2 間の総柱
	SB-06		1 間以上×2 間	N-7°-E	3 間×2 間の南北棟の可能性

表 1 且来 VI 遺跡検出の掘立柱建物

4. まとめ

調査の結果、弥生時代後期からから古墳時代初頭の流路は、南東から北西に向かって流れる自然流路と考えられ、同時期の遺物がまとまって出土した事は周辺の土地利用を考える上で重要な成果となった。また、古代の遺構や遺物については、且来 VI 遺跡に展開していた、官衙機能を有する施設の広がりについて知見を得ることができた。今後は、熊野古道と亀の川が交わる地であり、交通の要衝であった当地の立地を踏まえ、周辺の調査を進めることにより、文献には現われない地方官衙の様相を明らかにしていきたい。

吉原遺跡の発掘調査

—弥生時代から古墳時代の墓域と土器埋納遺構—

公益財団法人和歌山県文化財センター 田之上 裕子

1. はじめに

吉原遺跡は、紀伊半島の中部、日高郡美浜町吉原に位置し、紀伊水道をのぞむ煙樹ヶ浜海岸砂丘上に所在する。

本遺跡は、この海岸砂丘上の東西約 500m、南北 120m の範囲に広がる。過去の発掘調査によって弥生時代中期～古墳時代、平安時代、中世から近世の墓域が展開していることが知られる。

県道柏・御坊線改良工事に先立って実施された昭和 62・63 年度の第 1・2 次調査^{註1}では弥生時代中期から庄内式併行期の方形周溝墓や墓壙が、本遺跡の西側で実施した平成 28 年度調査^{註2}では中世から近世の火葬墓が確認された。

令和 2 年 7～9 月に、美浜町新浜集会場新築工事に伴う発掘調査^{註3}を第 1 次調査地の南接地で実施した。弥生土器鉢 1 点、須恵器壺・高杯の埋納土坑を各 1 基ずつ発見した。墓壙などの埋葬施設は確認できなかったが、各時代の墓域の広がりを考える上で、貴重な調査成果を得た。



写真 1 吉原遺跡と煙樹ヶ浜（北上空から）



図 1 吉原遺跡と周辺遺跡位置図

2. 令和2年度発掘調査の成果

今回の調査では、集会場予定地 1,550㎡における樹木の伐根に伴う立会調査と、集会場建物部分（第2区）と擁壁部分（第1-1・1-2区）の約 720㎡における発掘調査を行ない、土器埋納遺構^{ようへき}2基、土坑、小穴、溝など、弥生時代と古墳時代の遺構を発見した。

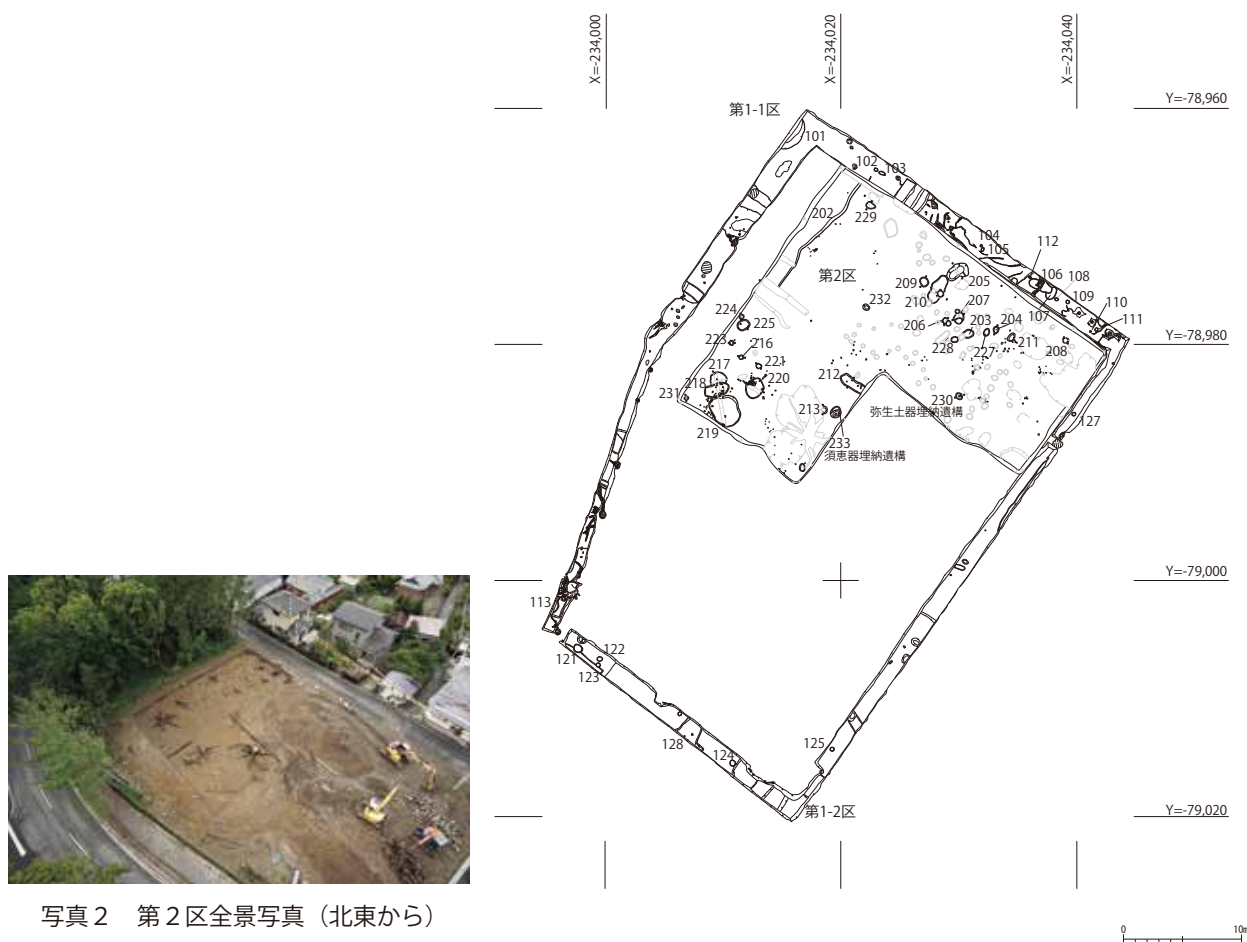


写真2 第2区全景写真（北東から）

図2 令和2年度調査平面図

弥生時代の遺構

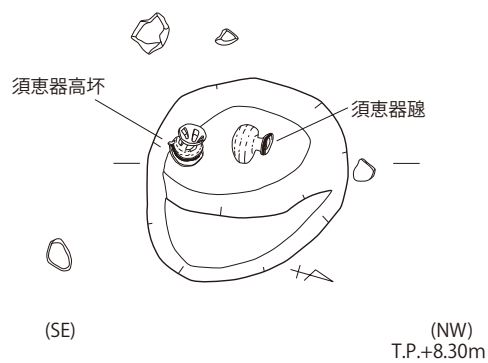
弥生土器埋納遺構（写真：右）は、第2区南部に位置し、中央底部で弥生土器の鉢が横に傾いた状態で出土した。弥生時代中期ごろの土壙墓の可能性もある。その他、広口壺の口縁部^{くしが}、櫛描きで波状文を施した壺体部^{はじょうもん}、甕などの弥生時代中期の土器片が出土した溝、壺の体部片が出土した土坑も確認した。



写真3 弥生土器埋納遺構

古墳時代の遺構

須恵器埋納遺構（右写真・図）は、第2区西部に位置し、上部で横倒しになった須恵器甕と、中ほどで逆さになった須恵器高杯が出土した。骨片などは確認できなかったが、古墳時代中期の土壙墓の可能性もある。その他、古墳時代中期中葉の須恵器の杯蓋口縁部^{つきふた}が出土した土坑も確認した。



- 1 10YR5/4にぶい黄褐色粘質シルト混細砂～粗砂
- 2 10YR4/3にぶい黄褐色粘質シルト混細砂～粗砂
礫φ2～5cm
- 3 10YR4/3にぶい黄褐色粘質シルト混細砂～粗砂



2区 233 土器埋納遺構 平面図・土層断面図

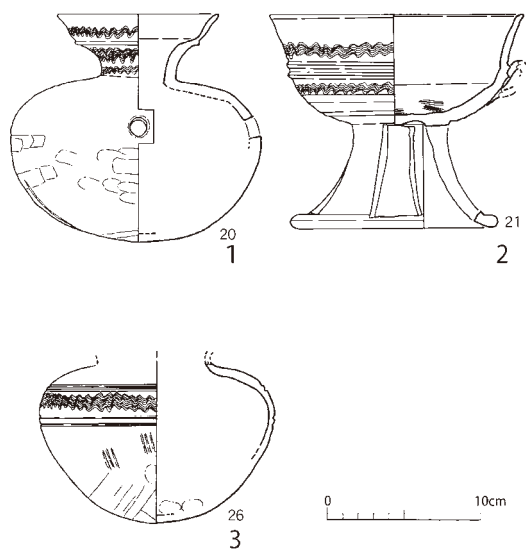


233 土器埋納遺構内須恵器出土状況（東から）



233 土器埋納遺構内土層断面（西から）

図3 須恵器埋納遺構



1・2：233 土器埋納遺構 3：株元出土



須恵器甕



須恵器無蓋高杯

図4 土器埋納遺構出土須恵器

3. 既往の調査成果からみた吉原遺跡の墓域について

吉原遺跡は、日高平野をひかえた海岸砂丘上に位置し、墓域は砂丘の稜線よりやや後背側に面して、東西方向にのびる稜線に沿って帯状に並行している。弥生時代中期～古墳時代、奈良時代、平安時代、中世～近世と継続的に利用されてきたと考えられる。

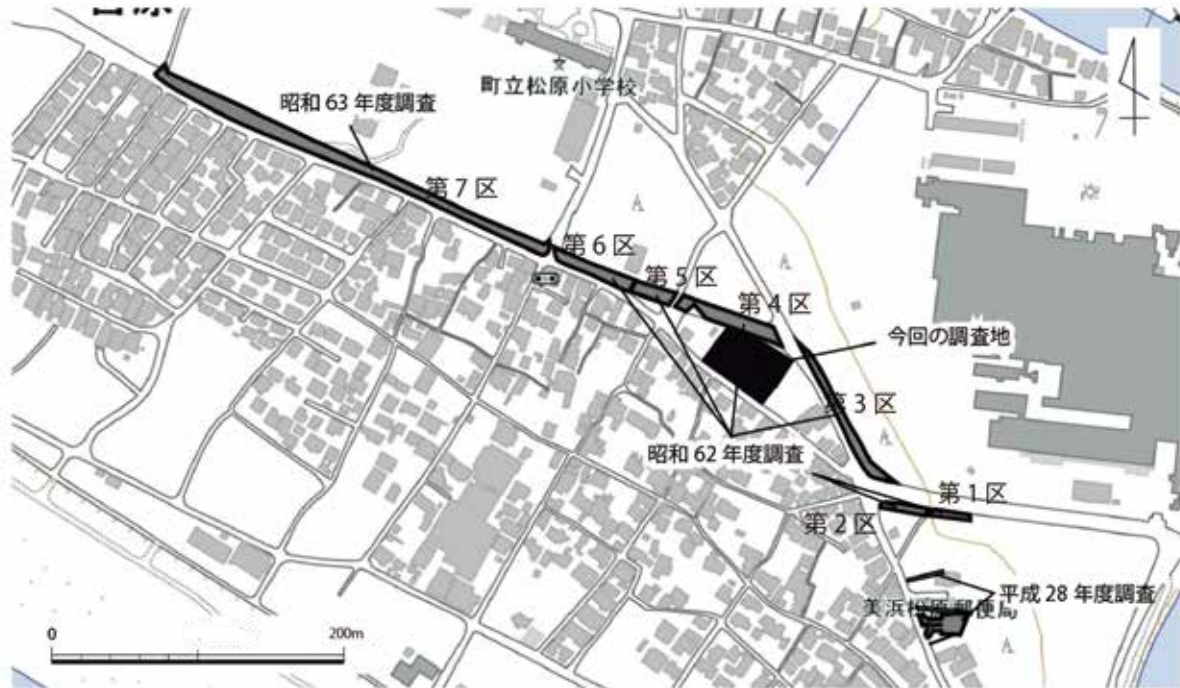


図5 吉原遺跡 既往の調査位置図

方形周溝墓（弥生時代中期～古墳時代初頭（庄内式併行期））

方形周溝墓は、昭和63年度の第2次調査第7区のみで確認され、いずれも明確な埋葬主体部は確認できなかった。溝状遺構13条のうち、5条は方形周溝墓の周溝部と考えられる。

SX-001 方形周溝墓は、遺構の全体は不明だが、周溝部から弥生時代中期前葉の土器が出土していることから、和歌山県内の最古級のものと考えられる。県下の方形周溝墓の出現は、弥生時代中期後葉とする説もあるが、本遺跡ではそれを遡る方形周溝墓2基が確認されている。



写真4 SX-001 方形周溝墓（北西から）

土壙墓（弥生時代中期・弥生時代終末期～古墳時代初頭（庄内式併行期））

土壙墓の平面形は、基本的に楕円形で、長方形や円形を呈するものもある。長軸方向の断面は舟底状を呈するものが多い。その規模は長軸の全長1～2mのものが多いが、全長3.2m以上を測る大型墓壙4基も確認されている。大型墓壙は、これまで吉原遺跡で確認された土壙墓と規模の違うだけで、墓壙埋土中に粉碎された土器片が混入している点でも変わらない。大型の墓壙が特別な意味をもつものかどうかは明らかになっていない。



写真5 土壙墓と供献土器出土状況（南から）

墓壙内に供献・副葬された土器は、弥生時代から古墳時代初頭（庄内式併行期）にかけては壺・甕であり、墓壙の壁際に置かれることが多い。2個体が墓壙内に置かれることもあるが、多くは土器1個体を供献の基本としている。

火葬墓（中世から近世）

平成28年度調査は、都市防災総合推進事業に伴う発掘調査として実施し、奈良時代から平安時代の土坑、中世以前の列石状遺構、中世から近世の火葬墓など（写真3）が発見された。ほぼすべての火葬墓から鉄釘が出土すること、墓の中にまとまって焼けた人骨が出土すること、火葬墓の壁が火で焼け固まっていないことが確認された。人骨片、鉄釘の他、土師器皿、銭貨「寛永通宝（古寛永銭）」などが出土したことから、別の場所で茶毘（だび）にふされた後、木箱などに遺骨を納め、埋葬したと考えられる。



写真6 平成28年度発掘調査 023 火葬墓土層断面（南から）

007 火葬土坑 平成28年度調査の4区に位置する。検出長約1.2m、幅約2.0m、深さ約0.9mを測る。埋土は明褐色砂層で、壁面が赤褐色で焼けたように固く締まる。埋土から、焼けた多量の人骨片、手づくね成形の土師器小皿2点、貝殻片1点、木片15点が出土した。土壙壁面の状況から、茶毘にふされた後、そのまま墓として利用されたと思われる。

008 火葬墓 平成28年度調査の4区に位置する。検出長約0.8m、幅約1.1m、深さ0.3mを測る。焼けた人骨片、手づくね成形の土師器小皿1点が出土した。

吉原遺跡は、弥生時代から平安時代の墓域として知られていたが、それより新しい時期である、中世から近世についても海側へと場所を移動しながら、火葬墓の墓域として利用されていたと思われる。

4. まとめ

吉原遺跡は、日高平野をひかえた海岸砂丘上に位置する。墓域は砂丘の稜線よりやや後背側に面して、東西方向にのびる稜線に対して帯状に並行している。弥生時代中期～古墳時代、平安時代、中世～近世と継続的に利用されてきたと考えられる。

今回の発掘調査では、土壙墓の可能性のある、弥生時代中期ごろと、古墳時代中期の土器埋納遺跡などを確認したことから、この地域が弥生時代と古墳時代の墓域と埋納に関連する祭祀場として利用された可能性がでてきた。東西約 500 m に及ぶ砂堆の稜線から後背地にかけての各時期の墓域の広がり土地利用を考える上で貴重な調査成果を得た。

調査報告書

註 1「吉原遺跡―県道柏・御坊線改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―」財団法人和歌山県文化財センター 1990 年 3 月

註 2「吉原遺跡―都市防災総合推進事業に伴う発掘調査報告書―」公益財団法人和歌山県文化財センター 2017 年 2 月

註 3「吉原遺跡―新浜集会場新築工事に伴う発掘調査報告書―」公益財団法人和歌山県文化財センター 2021 年 3 月

県内最大の方墳 岩橋千塚古墳群井辺1号墳の発掘調査

和歌山県教育委員会 仲辻 慧大

1 調査の目的

和歌山市に所在する岩橋千塚古墳群は、南北約 3.5km、東西約 4 km の範囲に 4 世紀末から 7 世紀に至るまで総数約 900 基の古墳が築かれた国内有数の規模をもつ群集墳です。竪穴式石室、粘土槨、箱式石棺、横穴式石室など多種多様な埋葬施設が確認でき、特に、古墳時代後期につくられた結晶片岩を用いる岩橋型横穴式石室は、この地域に集中して分布がみられる特徴的な埋葬施設として知られています。その学術的価値の高さから、一部は文化財保護法により特別史跡として指定されており、現在、県立紀伊風土記の丘として管理・保護されています。しかしながら、周囲には、未指定の古墳が数多く存在していることから、和歌山県教育委員会では、それらの古墳についても特別史跡への追加指定を行い、保護の万全を図ることを目的として、古墳群の内容を把握するための確認調査を継続して実施しています。近年では、第 3 期追加指定として平成 26 年度に大谷山 22 号墳、平成 27 年度に天王塚古墳の確認調査を実施し、平成 28 年にこれらの古墳が特別史跡に追加指定されました。現在は、第 4 期の追加指定を目指し、大谷山地区・大日山地区・井辺地区・寺内地区の一部を対象に内容を把握するための確認調査を実施しており、今回は、令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月にかけて実施した井辺地区・井辺 1 号墳の発掘調査成果について報告します。

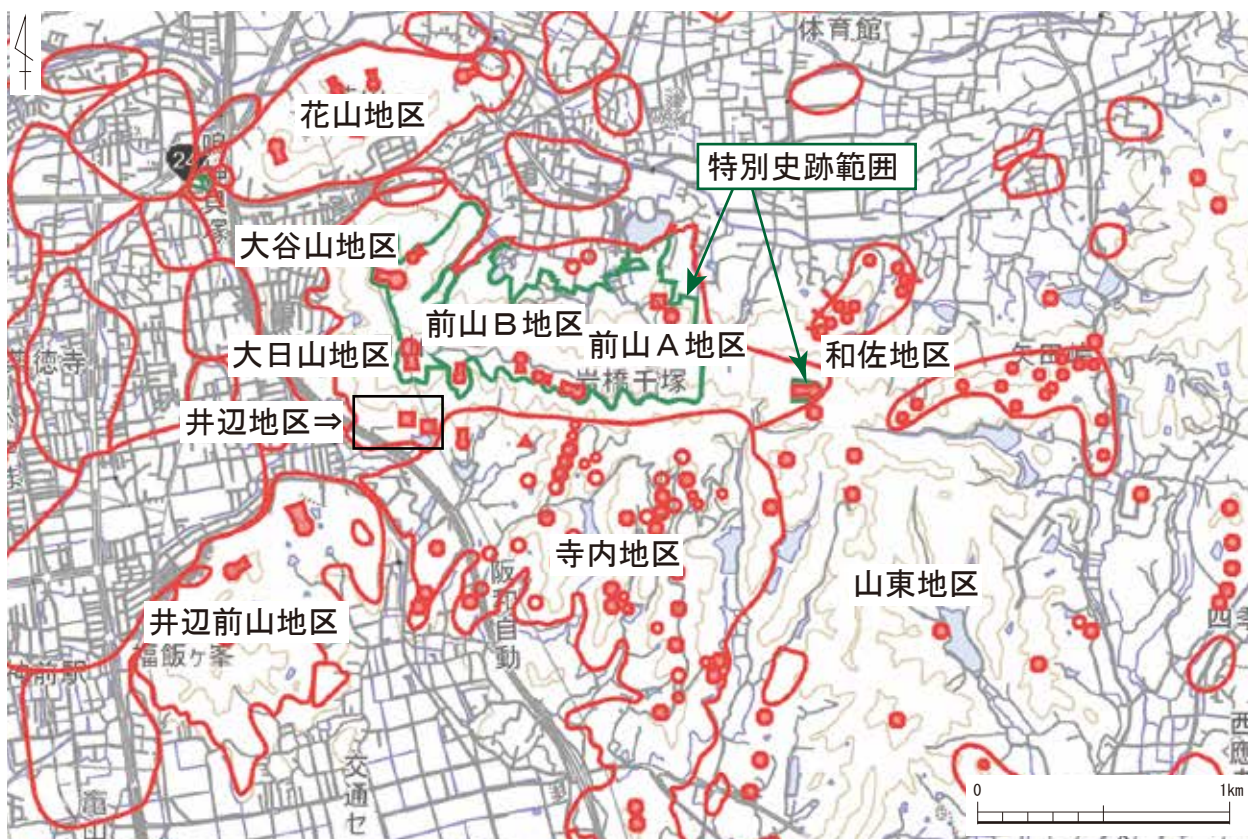


図1 岩橋千塚古墳群と井辺地区の位置

2 既往の調査について

岩橋千塚古墳群の井辺地区は岩橋丘陵の南斜面の西側に位置し、これまで30基以上の古墳が把握されています。井辺地区には他の地区と比べて方墳が多く分布しており、標高が低い丘陵裾部付近に古墳が築かれていることが特徴的です。井辺1号墳は地区内で最も大きい方墳であり、最も東側に所在します。既往の調査として、昭和40年に関西大学考古学研究室によって測量図の作成と横穴式石室の発掘調査が行われています。(関西大学考古学研究室編1967)。当該調査では、測量図及び現地における観察から、墳丘の周囲に周溝がめぐること、平面形状が南側に開いた台形であること、墳丘規模が周溝部分を含めて南辺40m、北辺28mであることが報告され、井辺1号墳が県内最大の方墳であることが分かりました。また、墳丘の前面には壇状の施設が附属することが指摘され、埴輪、葺石などの外表施設はないとされています。

一方、埋葬施設は過去にすでに盗掘されており、天井部の大部分は失われていましたが、発掘調査の結果、墳丘頂部付近で南側に開口する岩橋型横穴式石室が検出され、石梁1本、石棚1枚を持つこと、棺台を設置していたことが判明しました。玄室の南西部分で須恵器の台付壺と甕が出土し、そのほか土師器の甕・台付壺や刀剣の貴金具などの金属製品が出土しています。これらの出土遺物から、井辺1号墳が7世紀初頭前後の終末期古墳であることが分かりました。

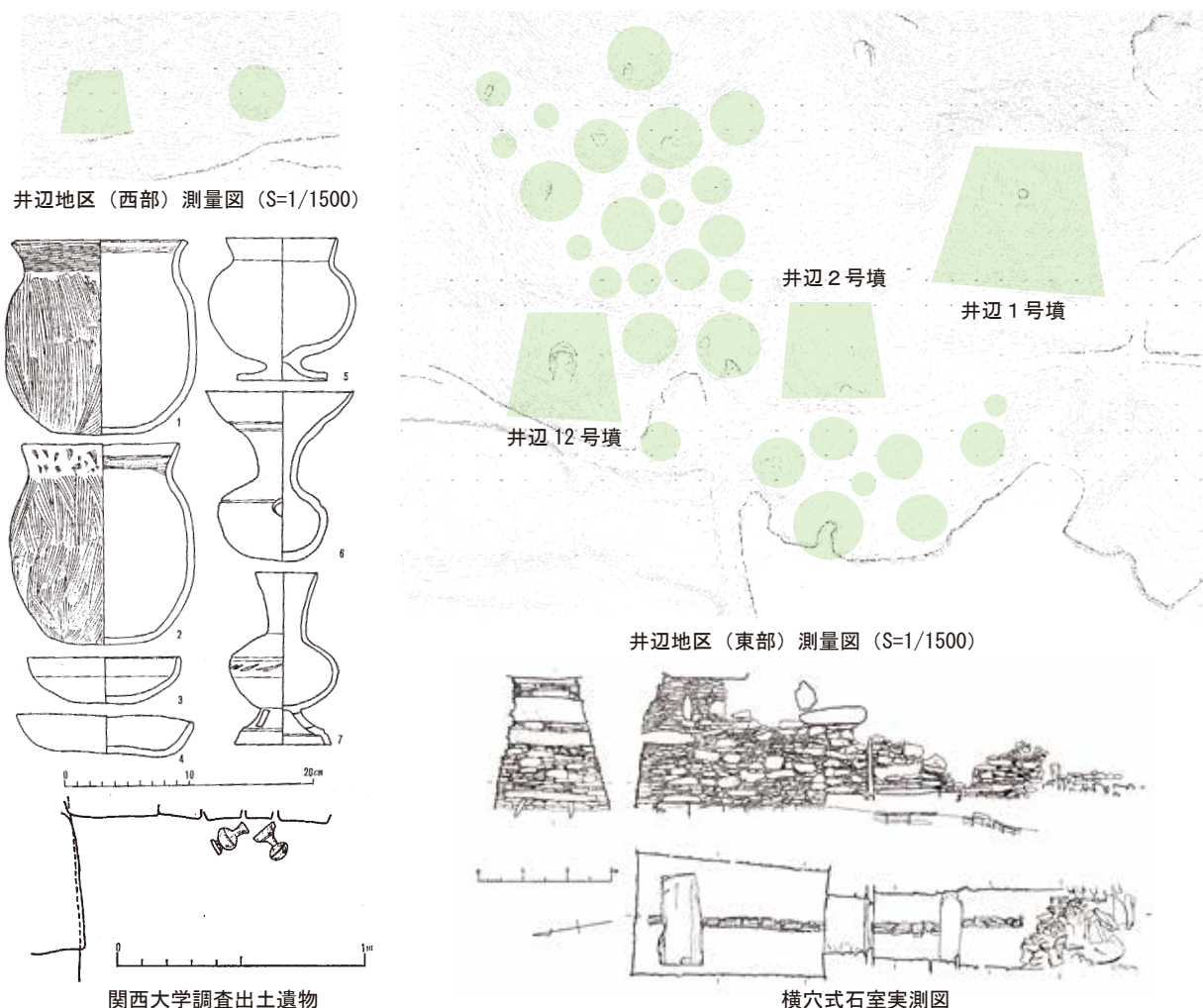


図2 井辺地区における古墳分布及び井辺1号墳出土遺物等実測図
(土器と石室の実測図は関西大学考古学研究室編1967『岩橋千塚』から転載)

3 調査成果

今回の井辺1号墳の確認調査では、これまで発掘調査が行われていない墳丘部分及び前面の段状となっている基壇を対象として実施することとし、正確な墳丘規模及び構造を把握することを目的として調査に着手しました。調査は墳丘の四隅に1・2・5・6トレンチ、主軸方向に3・4トレンチ、東側側面に7トレンチを設定して、人力により掘削を行いました。古墳がつくられた当初の墳丘面を検出することを目指し、一部の範囲においては古墳の構築方法を把握するため、墳丘部分の断ち割り調査を実施しました。

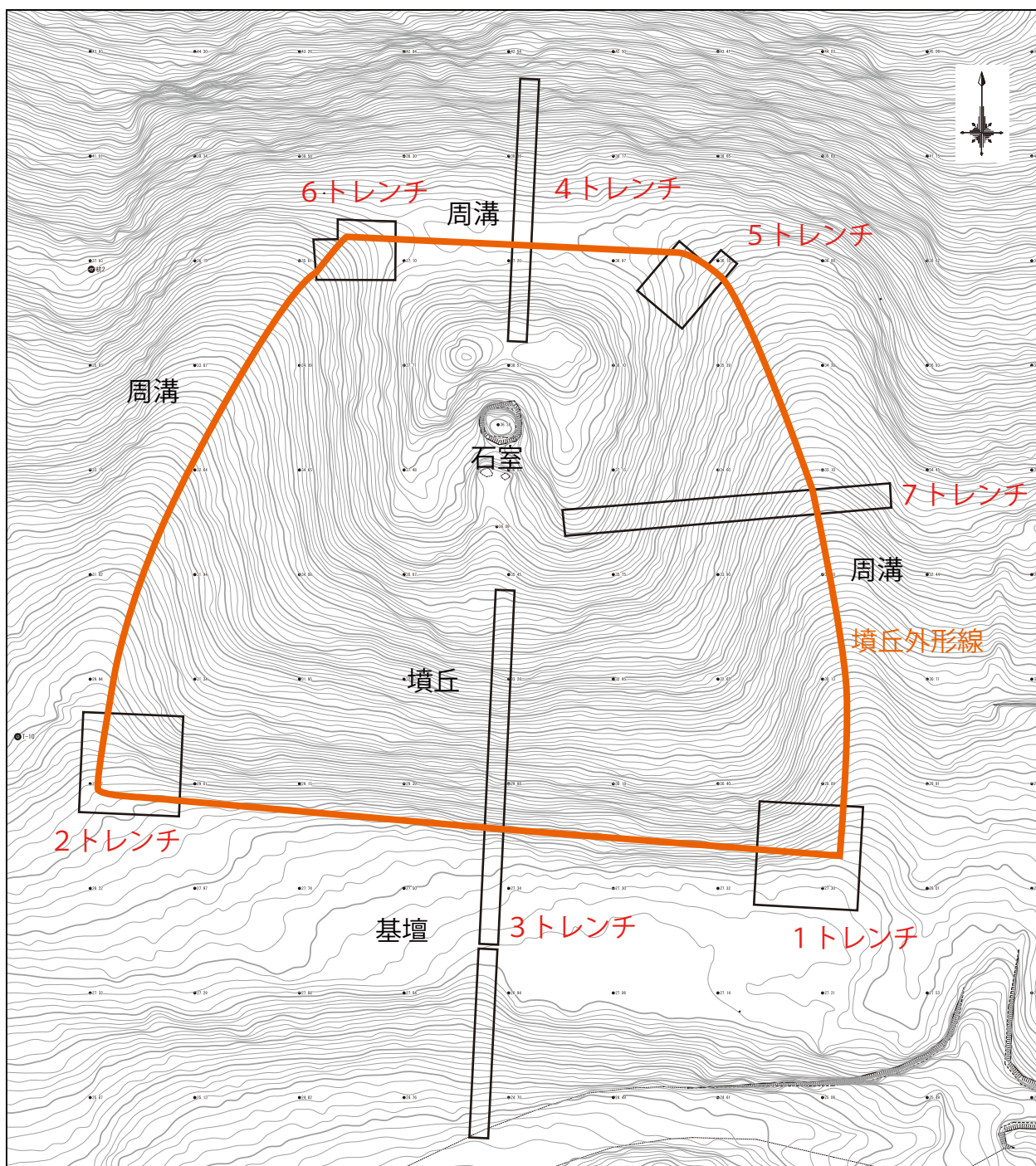


図3 井辺1号墳の墳丘測量図及びトレンチ配置

1 トレンチ

墳丘部分の南東隅に設定したトレンチです。

墳丘表面の検出を行った結果、裾部では長径が約 20 ～ 30cm 程度の礫が多くみられ、墳丘南東部の屈曲部分を検出しました。墳丘斜面では、色調の違いや含まれる礫の多寡から水平方向に堆積する盛土の単位を確認しました。墳丘裾部の礫は結晶片岩の岩盤層に含まれているものとみられ、墳丘基底部が頑丈な岩盤層となるようにして墳丘を形成していると考えられます。一部で、墳丘部分の土層の堆積状況を確認するために断ち割りを行った結果、墳丘上方は盛土を繰り返しながら墳丘を大きくしていくように構築していることが分かりました。また、墳丘南側の基壇部分の平坦面は、岩盤層の上に盛土を施して成形しており、盛土には埴輪が含まれていました。

2 トレンチ

墳丘部分の南西隅に設定したトレンチです。

南東隅の 1 トレンチでみられた状況とは異なり、礫を多く含まない赤褐色の土層で墳丘面を形成している状況を確認するとともに、南西部の屈曲部分を検出しました。また、裾部から平坦面にかけて断ち割りを行った結果、下層には礫を多く岩盤層がみられ、平坦面は埴輪を含む盛土によって整地していることが分かりました。

3 トレンチ

墳丘前面の石室入口付近から、墳丘前面の基壇の裾部まで設定したトレンチです。基壇から墳丘にかけての部分をも 3-1 トレンチ、それより下の基壇斜面を中心とする範囲をも 3-2 トレンチとして呼称しています。



写真1 墳丘南東隅及び墳丘（1tr、南東から）



写真2 墳丘断ち割り状況（1tr、南東から）



写真3 墳丘南西隅（2tr、南西から）



写真4 整地土に含まれていた埴輪片

3-1 トレンチでは、墳丘前面斜面の中央付近が膨らんでいることが今回作成した測量図からうかがえましたが、掘削の結果、過去に石室を掘削した際の土がその部分に厚く堆積していることが分かりました。その土を除去し、墳丘面の検出を行った結果、墳丘の途中で平坦となっている部分を確認しました。これらは1段目と2段目のテラスであると考えられます。なお、3段目より上部については、過去に行われた掘削により大部分が失われていますが、周囲の地形や7 トレンチの調査結果から3段目の可能性があるテラスが墳丘前面にも本来あったものと考えられます。

また、墳丘前面の基壇部分では、平坦面は1・2 トレンチでもみられた礫を多く含む層の上に埴輪を含む盛土によって整地し、平坦面を形成していることが分かりました。また、斜面では礫を多く含む土層を確認しました。礫は裾部までの範囲にみられ、斜面部に礫層がみえるように成形していた可能性があります。

これらのことから、墳丘前面にみられる段状の施設は墳丘の構築と同時期に古墳を構成する施設の一つとして設けられた基壇であると考えられます。

4 トレンチ

墳丘北側の背後から上方の丘陵斜面にかけて設定したトレンチです。墳丘部分では、3 トレンチと同様に過去の掘削土が堆積していました。墳丘面を検出した結果、墳丘北側では斜面の途中でテラスはみられず、1段で構築されていたと考えられます。また、北側の丘陵部分では、南側に向かってのびる丘陵尾根部分を大きく削る背面カットを行って周溝を形成したことが分かりました。

5・6 トレンチ

墳丘の北東隅及び北西隅に設定したトレンチです。墳丘北側のコーナー部分を検出しました。墳丘裾部では風化が進んだ岩盤層がみられ、岩



写真5 墳丘前面の段築 (3-1tr、南西から)



写真6 基壇斜面と墳丘 (3-2tr、南から)



写真7 墳丘北側の背面カット (4tr、南東から)



写真8 墳丘背後 (4tr、北から)



写真9 墳丘北東隅（5tr、北東から）



写真10 墳丘北西隅（6tr、北西から）

盤層を削って墳丘の形成をしていることが分かりました。周溝は、4トレンチでみられた状況と同様に、岩盤層を削って形成していますが、北側の丘陵側では浅く、側辺側は深くつくられています。

7トレンチ

墳丘東辺の中央よりやや北側に、墳丘頂部から東側の丘陵にかけて設定したトレンチです。

墳丘側では斜面の3か所において傾斜が緩い平坦面があることを確認しました。それぞれ1～3段目のテラスと考えられ、墳丘が4段で築盛されていたと考えられます。基底部は地山と考えられ、それより上方は盛土によって構築されています。また、東側の丘陵尾根側では、4～6トレンチと同様に、元々あった丘陵部分を削ることによって周溝を形成していることが分かりました。



写真11 墳丘側面検出状況（7tr、東から）

4. まとめ

今回の調査の結果、井辺1号墳の墳丘規模が確定し、南辺36m、北辺17m、側辺29mであることが分かりました。また、平面形については、東西の側辺が直線ではなく、ふくらみをもった台形であると考えられます。段築については、墳丘前面では3段目以上の情報が失われていますが、墳丘東側に設定した7トレンチにおいて1～3段目のテラスと考えられる平坦面が検出されており、地表面の観察から墳丘前面も4段築成と考えられます。なお、墳丘背後の斜面に設定した4トレンチではテラスは確認されず、1段であったと判断されます。墳丘前面の基壇部分も墳丘構築時に整地された平坦面がみられることから、古墳に伴うものであることが分かりました。類似した古墳の構造は大阪府河南町のシショツカ古墳やアカハゲ古墳、ツカマリ古墳など、同時期の中央豪族の墳墓と考えられている大型方墳や各地の終末期古墳においてもみられ、井辺1号墳は前方後円墳築造停止後の7世紀初頭前後における紀伊地域の首長墳としてふさわしい規模、構造をそなえていると考えられます。

岩橋千塚北麓で見つかった中世の屋敷跡

—岩橋Ⅱ遺跡の発掘調査—

公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団埋蔵文化財センター 藤藪 勝則

1. はじめに

紀の川の南岸、岩橋山塊の北麓を小さく蛇行しながら西流する宮井川は、岩橋千塚古墳群の北麓にいたり花山丘陵の東端に向かって流れを変えます。

岩橋Ⅱ遺跡は、その屈曲部の南西側、北から南へ緩やかに傾斜する斜面地に営まれた弥生時代の終わりから江戸時代の集落（ムラ）の跡です（図1）。

これまでの10次にわたる発掘調査では、遺跡範囲の中央において古墳時代初頭から鎌倉時代の遺構や遺物が見つかっており、その南側には低湿地が広がることが分かってきました。



写真1 調査地から岩橋千塚古墳群を望む（北から）

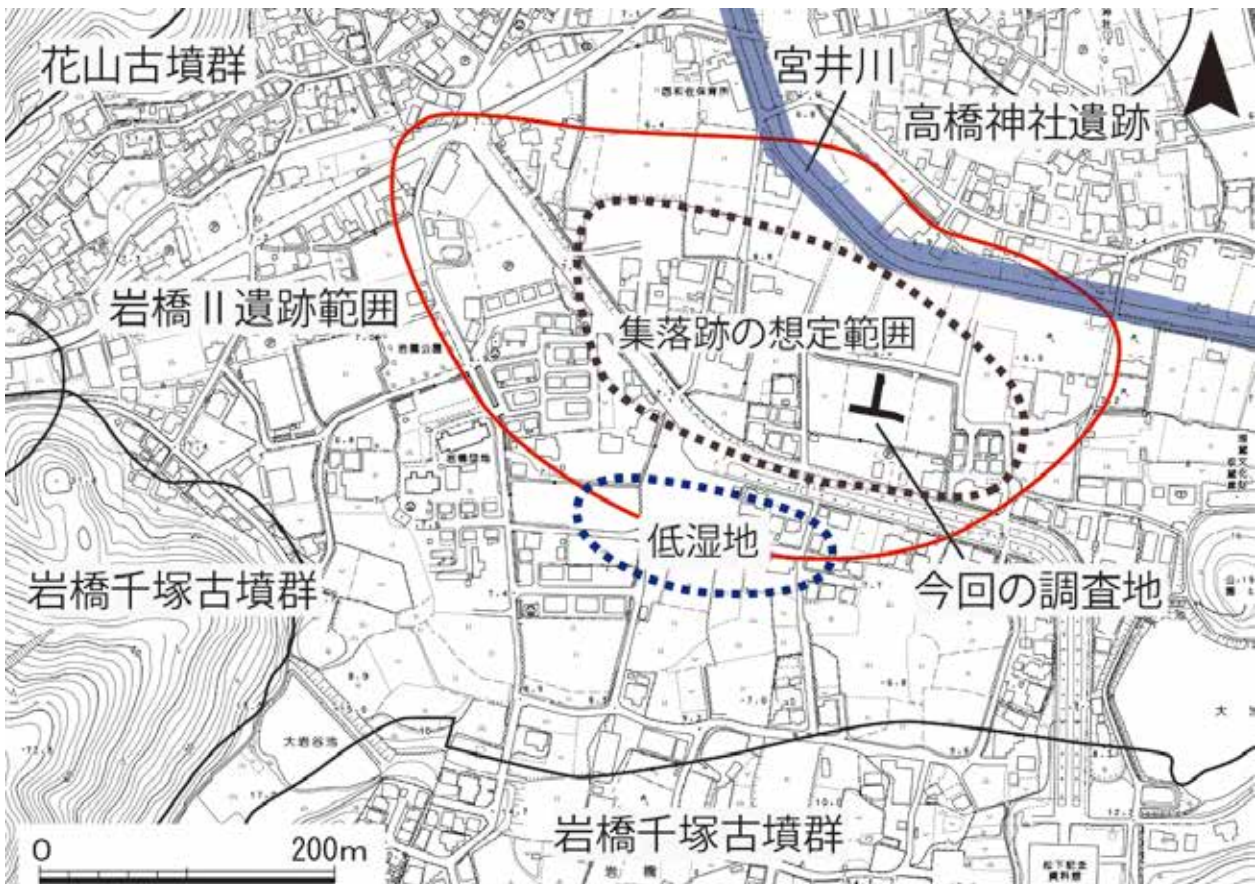


図1 岩橋Ⅱ遺跡の範囲と調査位置図

また現在の宮井川は、両岸に人口堤防が築かれ、流路も付け替えや直線化された部分もありますが、岩橋Ⅱ遺跡は宮井川蛇行部の南側に形成された自然堤防上に営まれた集落と考えられます。

2. 今回の発掘調査で見つかった生活痕跡

調査では、弥生時代の終わりから古墳時代の初め頃の竪穴建物のほか、奈良時代から鎌倉時代の掘立柱建物、柵、井戸、溝、土坑など多数の生活痕跡が見つかりました。その総数は約 520 基を数えます。(図2、写真1～3)。

これらの生活痕跡は、弥生時代後期から古墳時代初頭、また平安時代から鎌倉時代のものが主体となり、岩橋千塚古墳群における古墳築造の全盛期である古墳時代中期末から後期のものはほとんど見つかっていません。

今回は、平安時代から鎌倉時代の屋敷地内の様子をうかがうことができる掘立柱建物とそれを区画する溝などが見つかりましたので紹介したいと思います。



写真2 調査区全景（東から）



写真3 調査区（南北トレンチ）全景（北から）

3. 古代から中世の屋敷跡

調査では、平安時代から鎌倉時代中期の掘立柱建物や柵、屋敷地を区画する溝、井戸などが見つかりました（図2）。

屋敷地を区画する溝は、幅 1.5 m 前後、深さ 60cm 前後の東西方向の 164 溝と、それに直交し同規模の南北方向の 4 溝が見つかりました（写真4・5）。これらの溝は 13 世紀後半以前のもので、調査区の東側で連結すると考えています。

また調査区の北端で見つかった 507 溝は、4 溝の延長線上にあることから、その延長部分と考えられます。

さらに調査区の西端で見つかった 470 溝は、平安時代から鎌倉時代にかけてのもので、調査区北壁付近で東に曲がり 164 溝に繋がる可能性があります。

これらの溝の配置から、調査地には少なくとも3つの屋敷地（屋敷地1～3）が広がっていたと考えています（図2）。

・屋敷地1について

屋敷地1では、梁行2間の掘立柱建物（431・433）のほか、柵（432・434）が見つかりました（写真6・7）。

これらの掘立柱建物や柵には、異なる2つの軸がみられます。ひとつは434柵のようにほぼ南北方向に延びるもの、もうひとつは431・433掘立柱建物や432柵のように、北から14～15°東へ傾くものです。

出土遺物を検討したところ、前者は平安時代のものであり、後者は鎌倉時代中期のものであることが分かりました。

431掘立柱建物は、梁行2間、桁行2間以上となる総柱の建物です。また433掘立柱建物は同じく梁行2間の建物とみられ、大半が調査区外へと延びています。

調査区の東壁際に沿って南北に延びる432柵は、区画溝との位置関係から柵と判



写真4 4溝（北から）



写真5 164溝（西から）



写真6 431掘立柱建物（北東から）

断しましたが、桁行4間の掘立柱建物となる可能性もあります。

この屋敷地1で見つかった鎌倉時代中期の掘立柱建物や柵の柱穴に共通する特徴は、根固めとして結晶片岩の板石を埋設していることです。

さらに、屋敷地1では、431掘立柱建物の北側において井戸（5井戸）も見つっています。この井戸は、鎌倉時代の素掘り井戸です。

・屋敷地2について

屋敷地2では、梁行2間の掘立柱建物（436・437）が見つかりました。この屋敷地2の建物にも、異なる2つの軸がみられます。

436掘立柱建物は、梁行2間、桁行2間以上の総柱の建物で、前述した屋敷地1の434柵と同じくほぼ南北方向に軸を向けて建てられています（写真8）。

またこの建物の柱穴のいくつかにも、根固めとして結晶片岩の板石が埋設されていました。建物の時期は、主軸の方向や出土遺物から平安時代と考えています。

437掘立柱建物は、屋敷地1の431・433掘立柱建物や432柵と同じ方向性をもつ梁行2間の鎌倉時代の建物です。

そのほか、466井戸は436掘立柱建物が建てられる以前に存在していた石組みの井戸です。

・屋敷地3について

屋敷地3では、桁行き4間の掘立柱建物（438）や使わなくなった物を棄てた鎌倉時代中期のゴミ棄て穴である429土坑が見つかりました。

438掘立柱建物は、屋敷地1・2で見つかった鎌倉時代の建物や柵と同じ方向に軸を向けて建てられた桁行4間の掘立柱建物です（写真9）。



写真7 432・434柵、433掘立柱建物（南から）



写真8 436掘立柱建物（北西から）



写真9 438掘立柱建物（南西から）

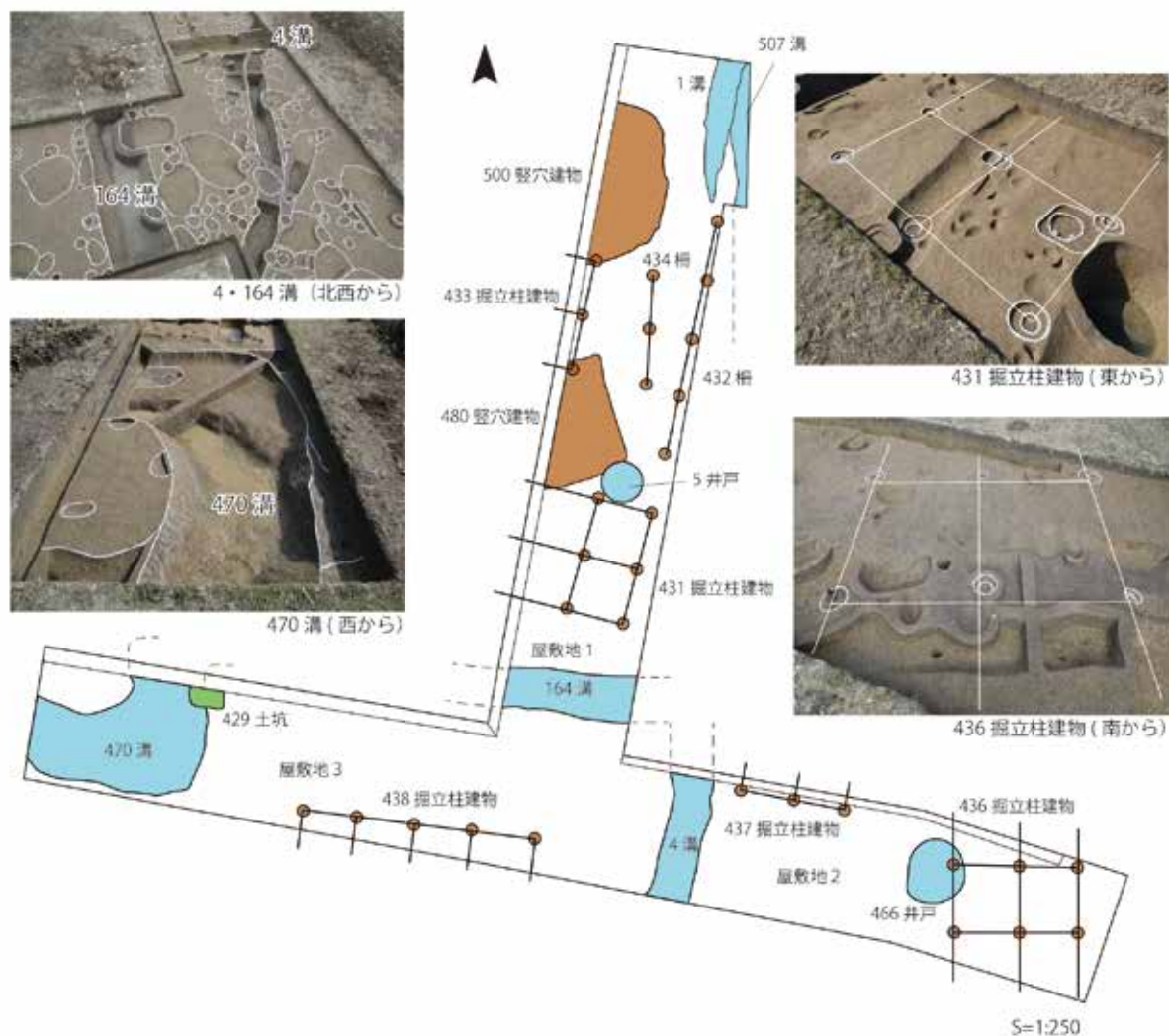


図2 古代から中世にかけての主要遺構分布図（竪穴建物は弥生時代後期から古墳時代初頭）



写真10 436 掘立柱建物 186 柱穴（東から）



写真11 436 掘立柱建物 455 柱穴（西から）

4. まとめ

平安時代から鎌倉時代の柱穴には、柱材が遺存するもの（436 掘立柱建物 186・455 柱穴）、掘方底面や柱材の側面に根固めとして結晶片岩の板石を据えたもの（432 柵 141、431 掘立柱建物 159・160 柱穴）、また結晶片岩の根固めがみられないもの（438 掘立柱建物 387 柱穴）があり、柱痕跡の中心間の間隔は、平安時代の 436 掘立柱建物が梁行 2.1 ～ 2.4 m、桁行 2.4 ～ 2.5 m、



写真 12 432 柵 141 柱穴（西から）



写真 13 431 掘立柱建物 159 柱穴（南から）



写真 14 431 掘立柱建物 160 柱穴（南から）



写真 15 438 掘立柱建物 387 柱穴（南から）

434 柵が 1.9 ～ 2.0 m、鎌倉時代の掘立柱建物や柵はすべて 2.1 m 前後に揃えられています（写真 10 ～ 15）。

また注目すべき事象として、平安時代のものとした屋敷地 1 の 434 柵や屋敷地 2 の 436 掘立柱建物の柱穴と、屋敷地 1 で見つかった鎌倉時代中期の 431・433 掘立柱建物や 432 柵の柱穴を比較した結果、鎌倉時代中期の柱穴には根固めの構造として結晶片岩の板石を用いたものが多いことが分かりました。屋敷地 1 ～ 3 の地盤地質に違いがみとめられないにもかかわらずこのような構造の違いがみられることは、建築技術の時代性を示すほか、同じ鎌倉時代でも屋敷地 1 の柱穴にのみ根固めの構造がみられることから、屋敷地 1 の建物が屋敷地 2・3 の建物と所有者や性格が異なる可能性があります。

次に、建物や柵及び区画溝の方向性については、平安時代のものとした 436 掘立柱建物と 434 柵がほぼ南北方向であり、鎌倉時代の掘立柱建物や柵及び区画溝が北から 6 ～ 15° 東に傾きます。

そこで、古代から中世の土地区画に大きな影響を与えている条里地割との関係を見ると、調査地東側の下和佐周辺に復元された条里地割の方向は北から 10 度西に傾きます。つまり、今回の調査地で見つかった古代から中世の土地区画の方向性は条里地割の方向性とは合わないと言えます。

その背景として、山麓傾斜地への灌漑用水の引水と土地割、さらに宮井川の流路変遷が影響し、河川灌漑が施工された河南条里地域とは区別された可能性があります。

さらに想像を逞しくすれば、平安時代から鎌倉時代中期にかけての建物主軸の変化を、耕地開発主体の変化や画期と絡めて考える必要もあるのではと思っています。

参考文献 中野栄治 1989『紀伊国の条里制』古今書院

絵図に描かれた近世堤防

―慈尊院Ⅱ遺跡、慈尊院中小路地先遺跡の発掘調査―

和歌山県立紀伊風土記の丘 田中 元浩

1. はじめに

国土交通省によって紀の川慈尊院地区堤防整備事業が計画され、計画地の一部が「慈尊院Ⅱ遺跡」、「慈尊院中小路地先遺跡」に該当したため、和歌山県教育委員会が埋蔵文化財の確認を目的として令和2年度に試掘確認調査及び分布調査を実施した。試掘確認調査及び分布調査の結果、石積護岸遺構、水制遺構及び堤防遺構からなる「近世堤防」を発見した。この近世堤防は東西1km以上の範囲で地表面に顕在化しており、極めて良好な遺存状態を有する。

さらに、慈尊院地区の別当職を務めた中橋家には、『中橋家文書』として多くの慈尊院村に関わる文書、日次記、絵図が残されており、この中には近世堤防を描いたとみられる絵図、規模や普請に関わる多くの記録が存在する。発見された近世堤防は考古学だけではなく、文献史料・絵図史料による文献史学とも対比が可能であり、当時の治水技術を解明できる重要遺構であることから、当時の調査担当者としてその調査成果を紹介する。

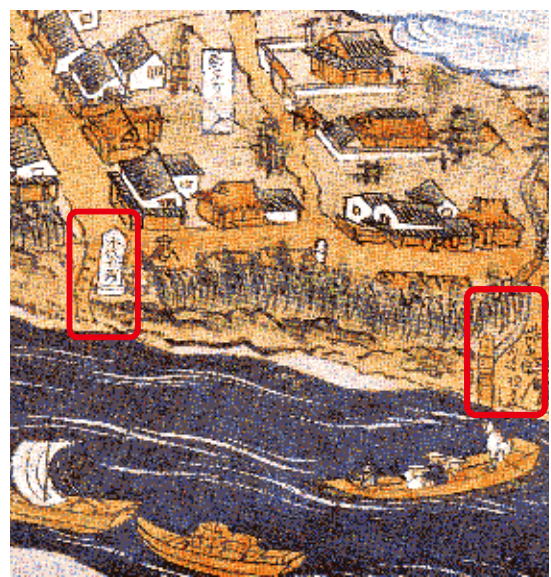
2. 周辺の位置と環境

慈尊院Ⅱ遺跡は、紀ノ川の左岸、河岸段丘上に立地する（第1図）。一方、慈尊院中小路地先遺跡は紀ノ川の河岸から河床に位置し、過去には河床から五輪塔台座や鳥居笠木が表面採集されている。

慈尊院Ⅱ遺跡の北東側には下乗石建立跡が存在し、天文9年（1540）の紀ノ川の大洪水に伴い北岸にあった慈尊院境内が流出する前の南門があった位置を示している。江戸時代後期の絵図などでは、同位置には「永代無銭」の石塔及び標札が認められ、高野参詣に際しての無銭の舟渡しが



第1図 調査位置図（S=10,000）



第2図 慈尊院下乗石、嵯峨浜周辺
（持明院蔵絵図 江戸時代後期）

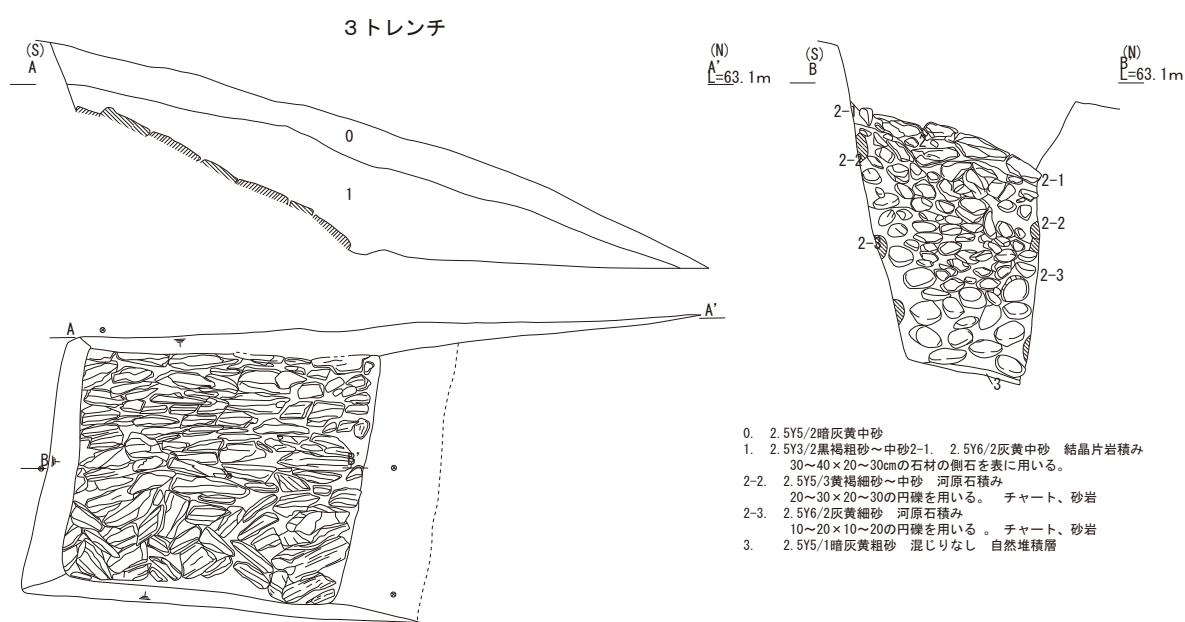
あったことがうかがえる（『高野全山及び周辺の絵図 持明院蔵絵図』江戸時代後期、第2図）。さらに、下乗石建立跡の西、慈尊院Ⅱ遺跡の北側には、史跡高野参詣道町石道の一部として指定されている嵯峨浜五輪石塔が存在する。嵯峨浜は、古代から近世に至る高野山への公的かつ宗教的な船着き場として存在している。絵図にも五輪石塔が描かれ、「此所無銭舟渡槇尾寺ミチ」との記述がある。

また、慈尊院Ⅱ遺跡から慈尊院中小路地先遺跡にかけては、地表面に堤防遺構が顕在化している（和歌山井堰研究会 2002『紀ノ川流域堤防井堰等遺跡調査報告書Ⅰ（橋本市・伊都郡編）』）。慈尊院Ⅱ遺跡では「旧堤」と呼ばれる結晶片岩積みによる堤防遺構が確認されるほか、慈尊院中小路地先遺跡では紀ノ川河岸に沿って土堤状の高まりや堤防遺構が確認される。

3. 石積護岸遺構、水制遺構の調査－慈尊院Ⅱ遺跡、嵯峨浜周辺－

石積護岸遺構の調査（3トレンチ） 嵯峨浜五輪石塔の北10m付近の畑跡に設定した（第3図）。表土及び現代堆積層と、近代の堆積層である第1層を確認した。第1層は明治・大正期の染付・瓦などの遺物を含む。第1層の下面において、石積護岸遺構を検出した。護岸遺構は結晶片岩の板石の長手を縦方向に使い、調査区の西側は縦積み、調査区の東側では矢羽根積みとなる。

下層確認により裏込めの構造を確認した。表層石材は、長辺40～80cm、短辺20～30cm、厚さ10～20cm程度の結晶片岩の側面を表に向け、長手を縦方向に用いて差し込むように葺く。裏込めは表層付近（第2-1層）では1石程度は結晶片岩を用いるが、その下位（第2-2層）では直径20～40cmの川原石を乱積みする。下層（第2-3層）ではさらに川原石が小振りとなり直径20～30cmとなる。表層より1.7m掘下げた第2-3層の下面では、暗灰黄色の粗砂層となる第3層を確認した。遺物等は含まず、自然堆積層と考えられる。裏込めからは瓦、陶器、鉄製品のほか、18世紀中頃の肥前系の茶碗が出土している。護岸遺構は、約30°の角度となり、さらに西にも続いていくものとみられる。一方、東側については16トレンチを設定し調査を実施したが、近現代に護岸整備が行われており、近世の遺構や船着き場は確認できなかった。



第3図 慈尊院Ⅱ遺跡3トレンチ立面図及び断面図（S=1/40）

護岸遺構の北は、3トレンチの北10 m程度は確認されるが、北端は紀ノ川水面付近となる。また西側については15トレンチで確認した水制遺構まで続き、これに取りつくものと考えられる。第2-1層からは瓦、陶器が出土し、第2-3層からは瓦、陶器、鉄製品のほか、18世紀中頃の肥前系の茶碗が出土している。

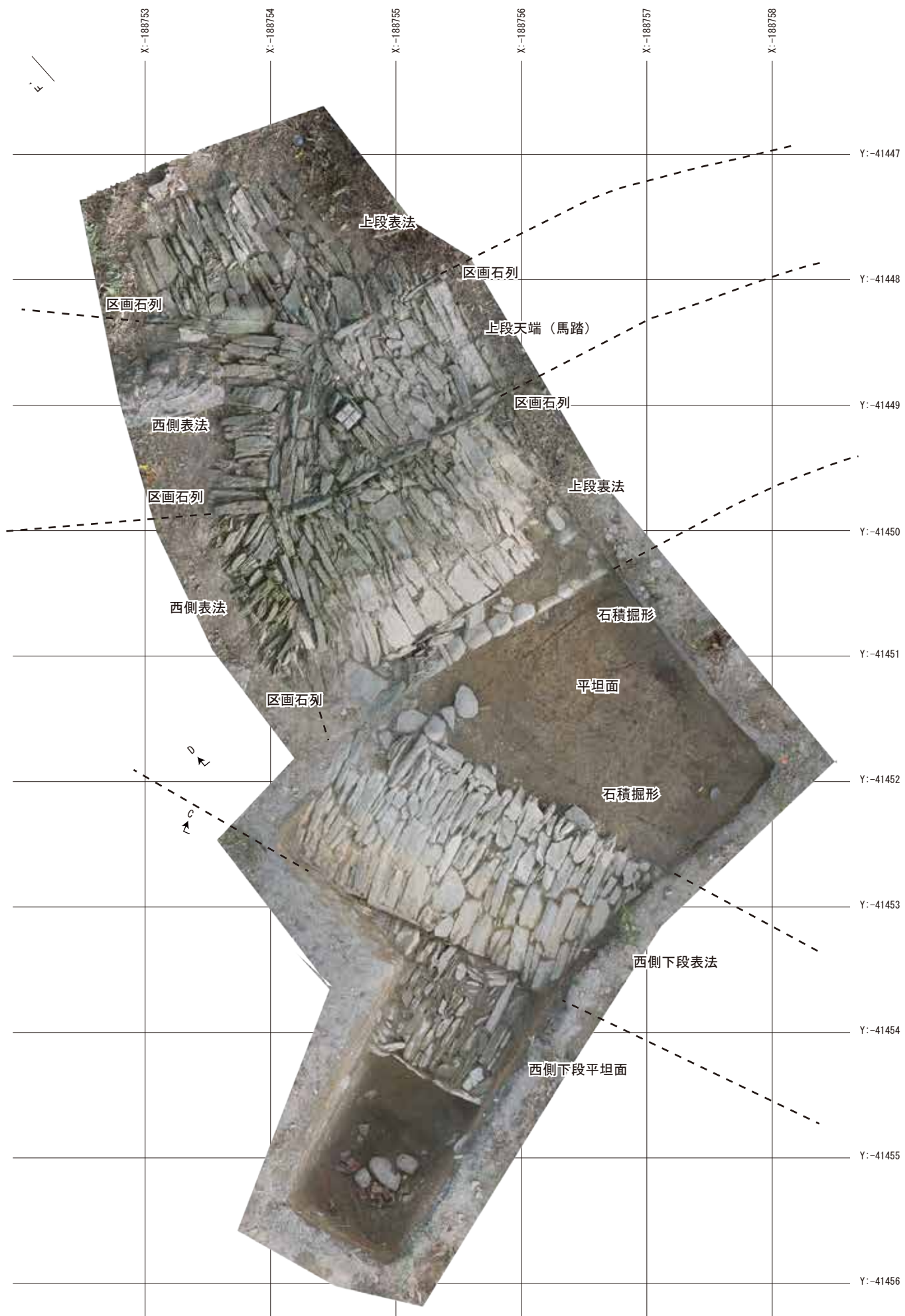
石積水制遺構の調査（14・15トレンチ） 石積遺構である「旧堤」を対象として14トレンチ・15トレンチを設定した（第4図）。遺構が表面に顕在化しており、南東から北西へ弧を描くように巡り、さらに発掘調査を行った14トレンチへと続き、南に折れる直角三角形のような形となる。これらの遺構は紀ノ川に対して、突き出すような形で存在しており、水制遺構と考えられる。表面はツル性の植物に覆われており、これを取り外すだけで遺構が確認できる。

14トレンチは南側の掘削を行うと、水制遺構の南には平坦面が存在し、西側には一段下がった位置で法面を確認した。南側には裏法を設け、現有道路とほぼ同じ高さで平坦面をもつ。平坦面では下段の石積みを据え付けるための掘形を確認している。また、北側と西側に表法をもち、西側は南側平坦面の一段下がった箇所から下段法面を形成する。天端（馬踏）は、幅約1.2 mとなる。北側の上段表法は検出範囲で高さ約1.2 m、南北幅約1.8 m、上段裏法は高さ約1.1 m、南北幅約1.6 mを測る。西側の下段法面は高さ約0.9 m、東西幅約1.5 mを測る。北側表法については検出北端から3 mは続くようであるが、それより北側では法面の角度が変わり、石材が崩落した箇所が確認されることから遺存していない可能性がある。14トレンチの西側では南に折れるが90度ではなく、縦方向に目地を3か所程度入れつつ、細かく角度を変えて扇状に屈曲部を形成している。これは、直角に曲がる石積みにより強度低下を防ぐための工夫と考えられる。14トレンチの水制遺構の法面角度は、表法は上段で30°～35°、下段で35°～40°となる。また裏法は30°となる。

西側の下段法面の裾には、同様の石積みにより幅1.1 mの平坦面を構築する。平坦面の西側には、整地層である第6層が存在する。整地層は石積み基底部下層に続くため、遺構構築以前の整地土と考えられる。整地層からは18世紀後半の遺物が、水制遺構を覆う埋土である第5層やその上に堆積する火災層整地の第4層からは18世紀から19世紀の遺物が出土した。

15トレンチは、14トレンチの南東、水制遺構を南北に縦断する形で15トレンチを設定した。水制遺構の上段裏法は検出範囲で高さ約0.8 m、南北約1 m、天端は南北約1.2～1.3 m、表法は検出幅で南北約5.1 m、高さ約3.2 mを測る。表法はさらに北に約3.4 m、高さ約2.6 m続くと考えられ、表法は残存幅で南北約8.5 m、高さ約6.7 m以上となる。水制遺構の法面角度は、表法は30°、裏法は40°となり、一定の角度となる。

水制遺構は全面を石積みとし、3トレンチで検出した護岸遺構の検出箇所と同様に、石積みは結晶片岩の板石の長手を縦方向に用い、長側辺が表側となるように積む。石積みの変化点、基底部、天端屈曲箇所では結晶片岩板石の長手を横方向に用い目地とする。水制遺構の北にある15トレンチでは、3トレンチで確認した石積護岸遺構の延長部分と合流する箇所では、矢羽根積みのようになっている。これは護岸遺構の石積みと水制遺構の石積みをすり合わせるための石積みの工夫であり、矢羽根積みを意図したものではない可能性がある。



第4図 慈尊院II遺跡 14 トレンチオルソ図 (S=1/40)

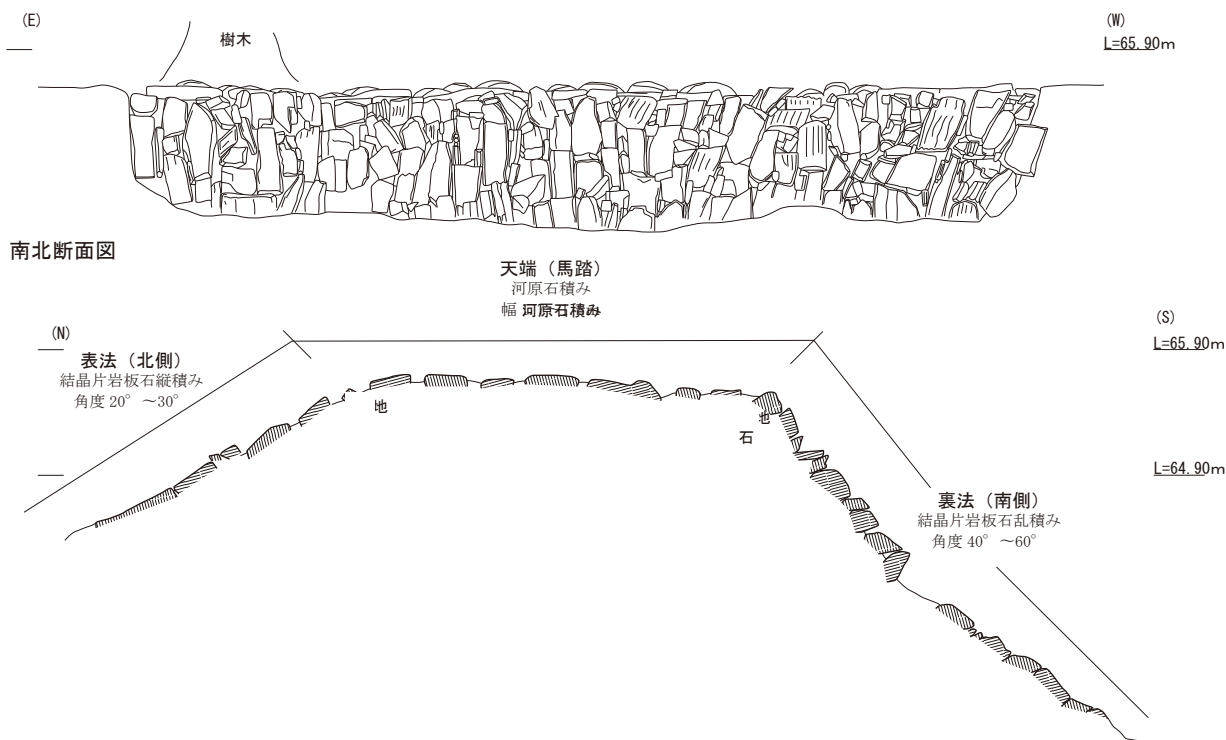
4. 石積堤防遺構の調査－慈尊院中小路地先遺跡－

石積堤防遺構の調査（分布調査） 慈尊院中小路地先遺跡の西から南には、東西約 800 m以上の範囲にわたって堤防遺構が確認される。地籍図においても堤として表記され、東端は小谷川の西の個人住宅、西端は高野参詣大橋を越えてさらに西の範囲まで、地表面に堤防遺構が顕在化する。

堤防遺構の法線は紀ノ川に並行し北西－南東方向となるが、直線的ではなく途中北西に屈曲し斜め方向となりまた西方向へ直線となる。さらに西側でも北西方向に屈曲し斜め方向となり、西へ直線的に伸びる。屈曲が認められることから、古い堤防を接続することで連続堤防とした可能性がある。地表面に顕在化する範囲については「旧堤」として国土交通省の管理となっているが、それ以外については堤防外として民間へと払い下げられ現在は農地となっている。住宅付近ではコンクリート舗装されて里道となる箇所も存在し、多くの場所では畑の境界となる。柿畑の境界に利用され、川原石積みにより改変された箇所も存在する。また、堤防遺構の裏法が墓地の一部や竹藪となる範囲もある。

高野参詣大橋付近では堤防遺構の遺存状態が特に良好な箇所があり、川原石および結晶片岩による堤防遺構が露出する（第5図）。また、堤防が三角形に突出しており水制遺構の一種と考えられる場所である。特に遺存状況が良好である堤防遺構の石積みについては、清掃を行い表面観察および記録作成を行った。検出幅は南北法裾で 4.0 m、天端（馬踏）は 1.7 ～ 1.8 m、表法（北側）は 20° ～ 30°、裏法は（南側）40° ～ 60°となる。法裾については地中へさらに続いていく可能性があり、明確な範囲については不明である。石積みは、表法（北側）は長辺 0.4 ～ 0.5 m、短辺 0.05 ～ 0.2 mの結晶片岩板石の長手を縦方向に用いて、堤防法面に対し板石を差し込むように積む。天端（馬踏）は直径 0.2 ～ 0.3 mの河原石を葺く。裏法（南側）は長辺 0.4 ～ 0.5 m、短辺約

表法（北側）立面図



第5図 石積堤防遺構「本堤」立面図及び断面図 (S=1/30)



写真1 近世堤防調査写真（1～4 慈尊院II遺跡、5・6 慈尊院中小路地先遺跡）
1、3、4：14トレンチ石積水制遺構、2：15トレンチ、5：9トレンチ、6：分布調査地点

0.2 mの結晶片岩の板石を横方向に用い乱積みとする。天端との境や屈曲点では結晶片岩板石を横方向に用い、目地状の区画石列とする。

これらの堤防の表法の石積みは、3、14、15 トレンチで確認した石積護岸遺構及び水制遺構の石積みと一致し、近世後期の所産と考えられる。

時期不明の石積護岸遺構の調査（9 トレンチ・10 トレンチ） 慈尊院中小路地先遺跡の東側、河岸の土堤上から河岸斜面にかけて設定したトレンチのうち東側の一部では、時期不明の石積護岸遺構を検出した。遺構を検出した範囲では、最近のものとみられる蛇籠、布団籠の設置は認められない。

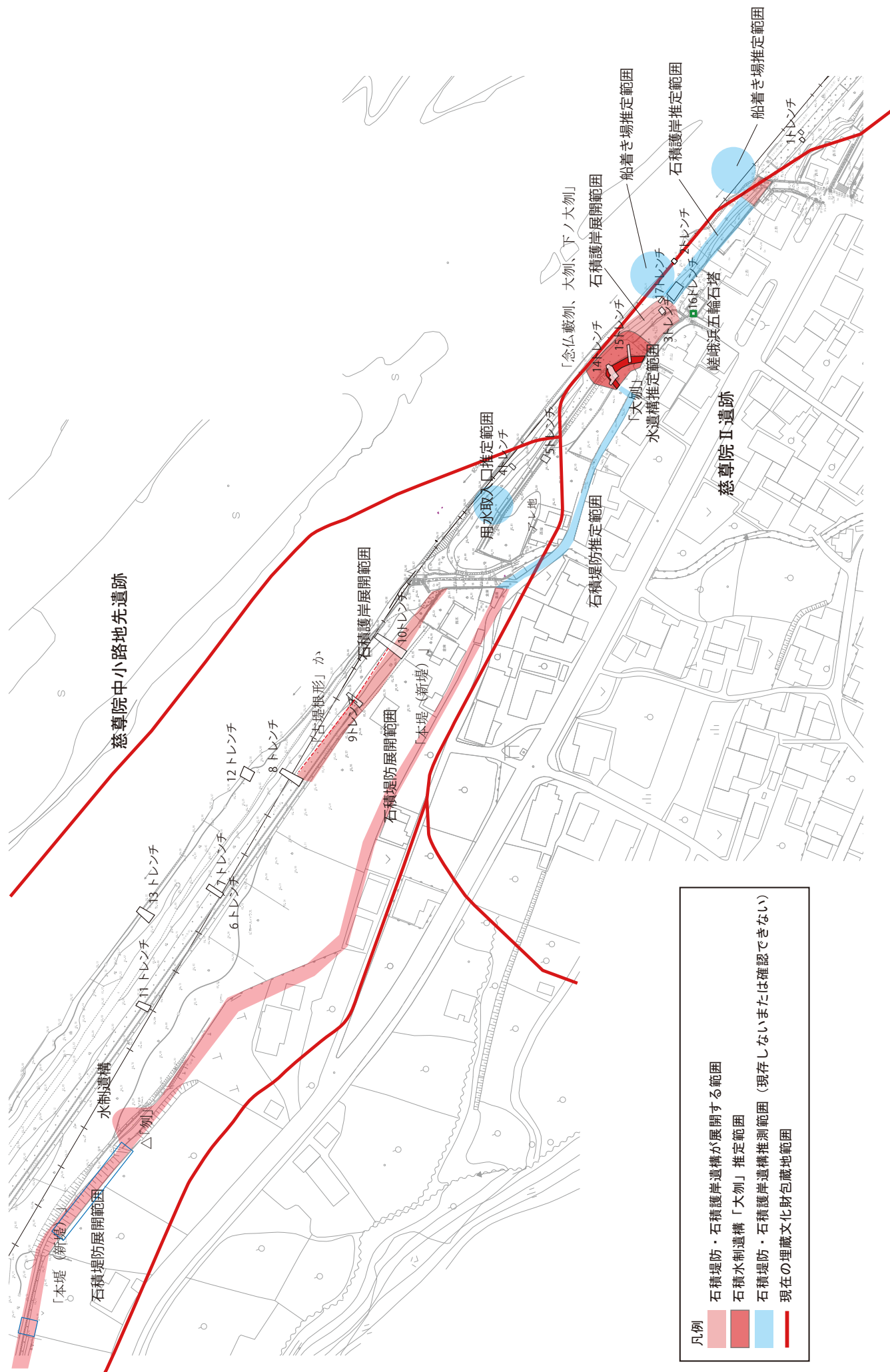
9 トレンチの第1層の下面では、石積護岸遺構の基底部と灰白細砂、黄褐色細砂からなる護岸構築土を確認した。護岸遺構については、長さ0.4 m、幅0.2 mの結晶片岩からなる石積みの痕跡を検出したが、すでに上面は破壊されており、基底部付近に残存した2～3石分を検出したに過ぎない。基底部前面では、灰白細砂の下で胴木の痕跡を確認した。胴木は直径約0.1 m、検出長約0.9 mを確認している。さらに西の範囲の8 トレンチ、7 トレンチでも調査を行ったが、護岸遺構は検出できなかった。

10 トレンチは9 トレンチの東、慈尊院中小路地先遺跡の最も東に設定した。第1層下面で黄褐色砂礫層とともに、護岸遺構の上部を確認している。黄褐色砂礫層及び護岸遺構の上部は標高約62.5 m付近で削平されており、上部の石積みは起き上がった状態で検出した。本来はさらに上部に石積みが存在したと考えられるが、規模は不明である。また、黄褐色砂礫層は護岸遺構の背後に堆積し、護岸構築土とみられる。さらに北半では、護岸遺構の表法面及び基底部を検出した。護岸遺構の前面は幅1.2 mの平坦面が存在し、第2層が堆積する。そして、平坦面から北は河床に向かって緩やかに下っていく。10 トレンチは上部が削平されるものの、良好な形で遺存する基底部から斜面にかけての護岸遺構を検出した。

護岸遺構は基底部から高さ約1.1 mにかけて残存し、石積みが5石から6石程度確認される。角度は35°～40°で立ち上がる。斜面の石積みは、長軸0.35～0.45 m、短軸0.3～0.5 m、幅0.1～0.3 mの結晶片岩板石の長手を縦方向に用い、斜面に差し込むようにして石積みを行う。こうした石積みは、3、14、15 トレンチの石積護岸遺構、水制遺構及び堤防遺構で確認されている。基底部は斜面の石積みと直交する形で、長軸を横方向に用い一列に並べることで目地状の基底石とする。基底石上部は暗灰黄中砂で覆われるが、この暗灰黄中砂を掘り下げると基底石とその前面には9 トレンチと同様の胴木が確認された。胴木は直径0.1 m、検出長2.1 mを確認しており、基底石側には胴木に伴う杭を確認している。樹種等は暗褐色の木質がわずかに残るのみで不明であるが、針葉樹と考えられる。遺構の前面から10 トレンチ北半については下層確認を実施したが、河床礫が堆積しており、護岸遺構の延長などは確認されなかった。

5. 復元される近世堤防と中橋家文書との対比

近世堤防の復元 試掘確認調査及び分布調査の結果、慈尊院中小路地先遺跡及び慈尊院Ⅱ遺跡では3、9、10、14、15 トレンチと分布調査において、石積護岸遺構、水制遺構及び堤防遺構を確認した。これらについては、近世堤防に関係する遺構であり、発掘調査及び分布調査範囲を併せ総延長1 kmの範囲で残存していることが判明した（第6図）。

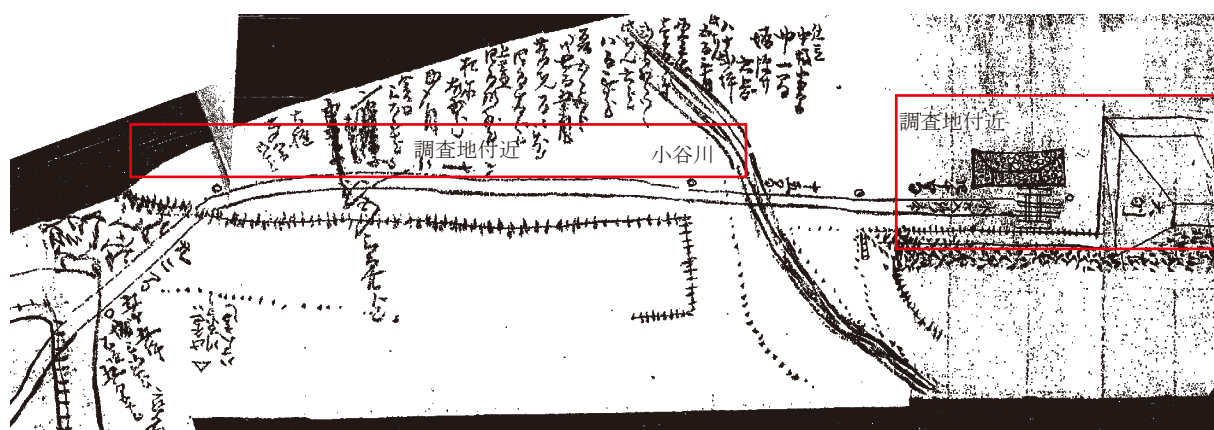


第6図 慈尊院中小路地先遺跡、慈尊院Ⅱ遺跡 近世堤防復元図 (S=1/1800)

近世堤防は船着き場が想定される東側の嵯峨浜五輪石塔付近の上流では石積護岸遺構となり、そのすぐ下流には大規模な石積水制遺構を配置する。さらに下流の石積堤防遺構は、屈曲しながらも 800 m 以上の規模で西へと続いていく。また、石積堤防遺構の前面、紀ノ川側には時期不明の石積護岸遺構の一部を確認している。3 トレンチは嵯峨浜五輪石塔が位置し、近世までは船着き場として機能していたと考えられる。近世以降、石積護岸遺構の普請が行われているが、その後も船着き場として利用されていたため、堤防ではなく荷揚げ等も行える石積護岸遺構となった可能性がある。また、船着き場に巨大な水制遺構を配置することは護岸と共に、参詣の玄関口を印象付ける装置でもあったと考えられる。

これらの近世堤防の石積みは共通し、表法は長辺 0.4 ～ 0.5 m、短辺 0.05 ～ 0.2 m の結晶片岩板石の長手を縦方向に用いて、堤防法面に対し板石を差し込むように積むのが特徴である。

天端との境や屈曲点では結晶片岩板石を垂直方向に用い、目地状の区画石列とする。裏法に関しても水制遺構は同様の石積みであるが、堤防遺構では長辺 0.4 ～ 0.5 m、短辺約 0.2 m の結晶片岩の板石を横方向に用い乱積みとする。出土遺物については整地層や裏込めから 18 世紀中頃から後半の遺物が出土しており、築造時期の上限が推測できる。なお、石積みなどが調査箇所によっ



「荒畑開発養水取入普請見積絵図」『中橋家文書』



「大川原西下島場所略図〔五ヶ年限荒大豆高井荒地場所堤ノ図書上〕」弘化3年『中橋家文書』

第7図 『中橋家文書』絵図に描かれた堤防・刎

て異なることから、普請と修復などに様々な時期が存在すると考えられる。

中橋家文書との対比 発見された近世堤防については、中橋家文書に残された絵図などから対比が可能である（第7図）。14、15 トレンチで確認した石積水制遺構は、天保7年（1836）の絵図では、小谷川より東の地点で「刎」が描かれている。また、弘化3年（1846）の絵図にも、小谷川（「小谷流」）の東側に「大刎」が描かれる。この「大刎」は、大水時に流れを対岸方向に変えさせる役割を果たし、大水から「溝路」を守る役割も果たしていたとみられる。年末詳の絵図には、「刎」のすぐ西側に、「出水之節ヨケ溝」の水口（洪水吐カ）が描かれており、堤防と水路とはセットになっていたとみられる。

小谷川の西、慈尊院中小路地先遺跡の周辺で発見された石積堤防遺構は3か所で屈曲しており、絵図においても「本堤」として描かれ、その形状が一致する。天保7年（1836）の絵図には、「新堤（のちに「本堤」と呼ばれる）」、「古堤（城ノ彦太郎堤）」、「新土寄せ堤」、「横堤」が描かれ、距離が記されている。さらに、文化12年（1815）の大水後に「新堤」や「刎」が築造されたこと、「横堤」が破損したため修造したといったことが記されており、堤防の位置や築堤時期を知ることができる。一方、弘化3年（1846）の絵図は、天保7年の絵図よりも広い範囲が描かれており、小谷川（「小谷流」）の西の「溝路」は小谷川を越え、「本堤（天保7年の絵図では「新堤」）」川側を通り、金谷に至っている。その西側の川側には「古堤根形」が記されている。さらに、「本堤」から西に伸びる「新堤（弘化3年の絵図では「小堤」）」も描かれている。また、「△」印の「刎」については、位置関係から分布調査で確認した水制遺構とみられる。

6. おわりに

慈尊院中小路地先遺跡及び慈尊院Ⅱ遺跡では、試掘確認調査の結果、石積護岸遺構、水制遺構、堤防遺構を確認し、これらについては総延長1kmの近世堤防であることが判明した。「大刎」とされる水制遺構など、大規模な水制遺構が発見されており、一部では石積みが良好に遺存することを確認した。また、確認された近世堤防は『中橋家文書』の文書、日次記に記されており、絵図にはその姿や名称や規模、用水施設などが描かれている。これらの対比が進めば、築堤の時期や背景、原因、普請に係る情報などを明確にできるだろう。

このため、発見された慈尊院地区発見の近世堤防については、近世の治水技術を解明するとともに、高野山領と地域社会における治水・水田開発、そして近世の高野参詣の起点や水運の状況を明らかにできる可能性が高い。こうした内容等を検討した結果、和歌山県内の歴史を解明する上で欠くことの出来ない重要な遺構と判断される。今後、遺構の保存とともに堤防整備事業との両立について、関係者による協議の進展に期待したい。

新たに分かった南部平野における高台の利用

—上城遺跡、上城城跡の発掘調査成果—

みなべ町教育委員会 前田 一樹

和歌山県教育委員会 仲辻 慧大

1 調査の目的

上城遺跡及び上城城跡は、みなべ町東吉田の古川南側の小丘陵上に展開する周知の埋蔵文化財包蔵地です。遺跡中央付近は周囲の平野部に比べて約 10 m 程度高くなっています。民間事業者により遺跡の範囲内で宅地開発が計画され、令和元年度に確認調査を実施したところ、事業計画予定地の一部で埋蔵文化財の展開が確認されたため、令和 2 年度から位置指定道路が敷設される部分において事前の発掘調査を実施しました。今回は令和 2 年 9 月から 10 月に実施した発掘調査の成果を報告します。

2 上城遺跡、上城城跡について

上城遺跡は昭和期に縄文時代の打製石器が見つかったことから、「上城遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地に認定されています。また、中世の上城氏の居城があった場所としても考えられることから、「上城城跡」としても遺跡に認定されています。周辺の平地部には、東吉田遺跡、徳蔵地区遺跡、大塚遺跡などが展開しており、縄文時代以降の集落跡が発掘調査で見つかっています。また、北西には中世の高田土居城跡（一部が町指定史跡に指定）があることから、上城城跡との関連が考えられます。



図1 遺跡の位置（48・49番）と調査範囲

3 調査成果

発掘調査の結果、遺跡中央付近の丘陵上は近現代の大規模な削平によって広い範囲が削られていましたが、今回の調査範囲を中心に古墳時代と中世後半の遺構面が残存していました。

中世の遺構は、掘立柱建物や土坑が見つかりました。土師器、埴焼、青磁、古瀬戸などが出土し、室町時代（15～16世紀ごろ）の生活面と考えられます。調査範囲の北側では、それよりさらに下層において、古墳時代の竪穴建物が2基並んで検出されました。半分ほどが後世の土取りによって削られていましたが、中に埋まっている土の中から、中期後葉（5世紀後葉）の土師器や須恵器が出土しました。北側の建物の東壁ではカマドが確認できました。このように、今回の調査の結果、南部平野における高台を利用した活動の一端が明らかとなりました。



写真1 中世後半の掘立柱建物（南から）



写真2 古墳時代中期後葉の竪穴建物（北西から）



写真3 竪穴建物検出状況（上が北）



写真4 遺跡の立地状況（北東から）



写真5 出土遺物

岩橋千塚古墳群前山 A13 号墳の発掘調査

日本考古学協会 員 富加見 泰彦

はじめに

1918（大正 7）和歌山県は、内務省嘱託田沢金吾、岩井武俊、東京大学教授黑板勝美に岩橋千塚古墳群の学術調査を委嘱した。それを受けて前山 A 地区の 27 基の古墳を調査、『和歌山県史跡調査報告書』第一 岩橋千塚第一期調査』1921（大正 10）年でその成果が発表されている。「概して既往に発掘の厄にしたるもの多く、未だ発掘せらるるに及ばずして猶ほ完全にせりに推測せらるものは、僅かに十基前後を算ふるに過ぎざるが如し」の状況であった。

文化財を保護する法律が整備されていない時代では、徳川頼倫の踏査以来、大野雲外らも調査後出土品を持ち帰っているのは致し方ないことであろう。しかしながらこのことがきっかけとなって明治末期～大正初期にかけて大規模な盗掘が起り、大半の古墳の石室が開口され遺物が持ち出されることとなった。その後、1931（昭和 6）年に「字前山ノ山頂山腹十数町ノ間ニ築カレタル古墳群ニシテ（中略）石郭ノ構造手法、多種多様ニシテ、各種ノ副葬品ヲ出土セル本古墳群ノ如キハ類例稀ナルモノ」として国の史跡に指定されることとなった。

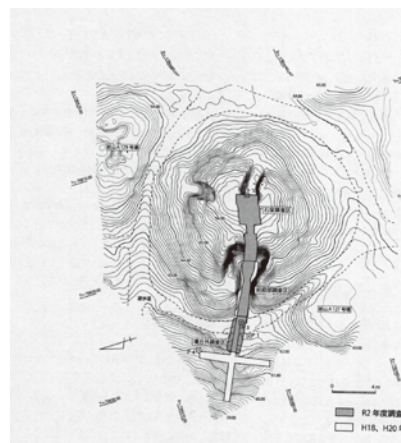
1965（昭和 43）年の紀伊風土記の丘の開館時にはこの第 1 期調査の 27 基の古墳が現在の公開古墳の基になっており前山 A13 号墳も含まれている。資料館から最も手軽に行ける公開古墳の一つであることから絶えず見学できる古墳であった。その後の経年変化によって石室内の排水機能が低下し、恒常的に帯水状態となったため、2006 年に排水溝の機能回復を図るために玄室、羨道部、前庭部の調査を実施することとなった。

『和歌山県文化財調査報告書』第 1 巻に掲載されている発掘当時の写真を見ると開口した玄室前道の扉石が羨道部右側壁に持たせかけた状態で置かれている。時を経て 2006 年の調査時にはこの扉石が倒され、羨道部にすっぽりと挟まった状態で見つかったのである。持ち上げることも持ち出すこともできず、玄室前道基石の下部、羨道部については機能回復のための調査を断念したいきさつがある。前庭部については仕切り石及び排水溝掘方を検出した後、玄室奥壁を起点とし 7 m 地点から 9 m 間について調査を行い、排水溝の蓋石、側板、溝内部に充填された玉石を確認、後日を期すため砂による養生を実施し埋め戻している。

2008 年度には排水溝の延長を確認、調査の方針からか排水溝の発掘調査は行われずプランの確認にとどまっている。そのためその後も帯水状態が続いていたのであった。



写真1 『和歌山県文化財調査報告1』和歌山県 1974 から



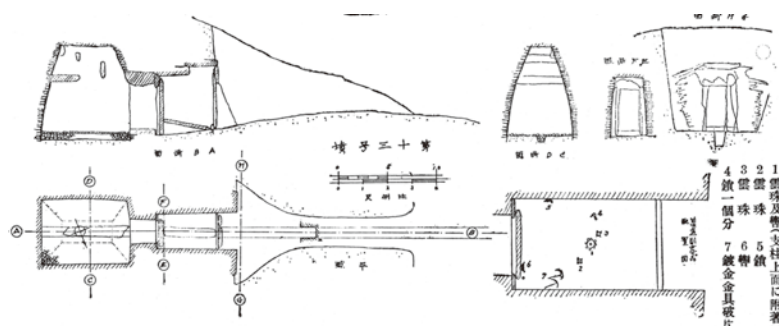
第 1 図 「前山 A13 号墳測量図」『特別史跡岩橋千塚古墳群』（2015）

2020年に再々度羨道部、前庭部の排水溝の調査を実施することとなった。問題の扉石を墳外へ運び出すため扉石の両端に枕木を咬ませチェーンブロックを用いて慎重に取り出すこととなった。1918（大正7）年の調査では、羨道部からは雲珠、轡、鍍金金具破片の出土が報告されていること2006年調査では玄室から玄室内は排水溝にたまった土砂を取り上げた際に、玉石をすべて洗浄した結果、石室内からは公開古墳であるにも関わらず水晶製切子玉をはじめとするガラス玉を検出するに至ったのである。今回の調査ではそのことを考慮し、石室の主軸に沿って左右に二分し前道基石から0.5m毎にAからHに八等分のマス目を設定し堆積した土砂をすべて取り上げ洗浄することとした。

発掘調査の成果

羨道部、前庭部については前回の調査部分を含め奥壁から15mの地点まで調査区を拡張しつつ排水機能回復のための発掘調査を実施した。

「[岩橋千塚第1期調査]」の記録では排水溝は前庭部の一部に断面図が記されている。このことから、排水溝は当時調査されていることが想定されたがどの程度調査が行われたかは読み取ることができなかった。



第2図「前山 A13 号墳」和歌山県文化財調査報告 1』和歌山県 1974 転写



写真2 羨道部排水溝（西から）



写真3 前庭部排水溝（西から）



写真4 墳丘外排水溝（西から）



写真5 排水溝検出作業（S=1/40）

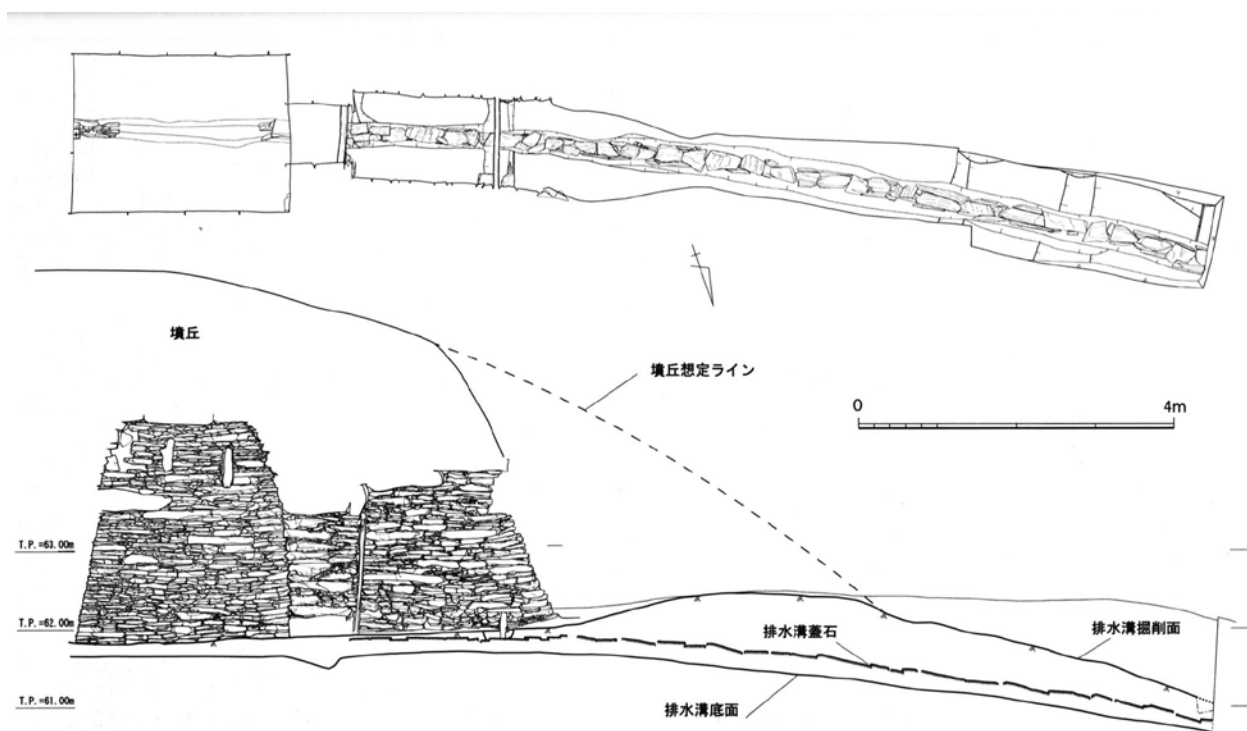


写真6 排水溝実測作業（S=1/40）

発掘調査の結果、調査範囲の中ではすべて排水溝の蓋石が外され内部を調査していることが判明した。排



水溝の形状は玄室では幅広の U 字形を示し部分的に蓋石、側石が残る程度であったのに対し、羨道部、前庭部での掘方は V 字形を呈する。蓋石・側石ともほぼ遺存する。溝中には隙間なく玉石が認められる。蓋石は縦長で不揃いな大小の結晶片岩の板石を溝の主軸方向に敷きならべるが、蓋石、側石の乱れを考え



第3図 横穴式石室と排水施設の関係図

ると本来の原位置を保って修景しているとは考え難い。調査後に排水溝は埋め戻されているものの、雑多に復されているため経年変化により土砂が流入し目詰まりを起し慢性的な帯水状態に陥ったことが判明した。地表面あちこちにかつての蓋石の残決と思われる結晶片岩の板石が散在していることがそのことを物語っている。

排水溝の底レベルは奥壁で 61.7m、玄室前道手前では 61.8 m と玄室はほぼ水平である。羨道部の仕切り石でも 61.8 m を測り、玄室、羨道部では水平であることが明らかとなった。前庭部は仕

切り石外側からやや高さを減じ奥壁から 10 m 地点で 61.4m、11m 地点で 61.2m、12m 地点では 61.0 m、13m 地点では 60.9m と徐々に高さを減じ 14m 地点では 60.2m を測り急激に傾斜することとなる。そのため 15m 地点で排水機能は回復するものと判断し今回の調査は終了した。

今回の調査後に排水機能の回復に伴う修景工事があるため、蓋石、玉砂利はすべて図面を作成し一時的に保存している。修景工事終了後に元に復される予定である。

出土遺物

古墳の開口部は第 1 期調査で大きく「ハの字形」に開平され、その盛土は西側斜面に掻き出されている。このことは 2006 年調査時に斜面の等高線の乱れからそのことは予測されたことであった。今回の調査では、羨道部、前庭部からの遺物の出土はないが、この掻き出されたとみられる墳丘盛土からは須恵器甕の口縁部の破片、胴部の破片、短頸壺の破片が出土している。多くはこの二次堆積土からの出土で、2008 年調査時に発見された須恵器の一群と同器種で接合できる資料も存在する。今後の遺物整理によってより詳細に明らかにされることを期待する。

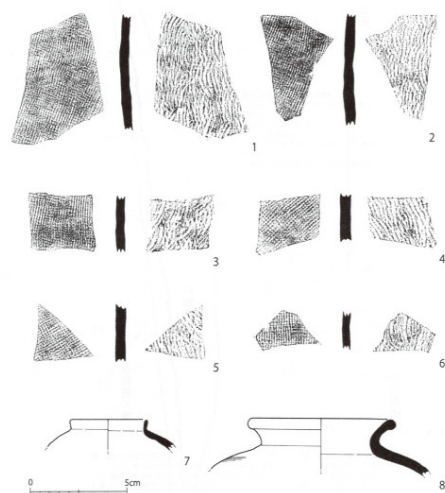


図4 A13号墳に伴う須恵器群

まとめ

発掘調査の結果、調査範囲の中ではすべて排水溝の蓋石が外され内部を調査していることが判明した。排水溝は玄室から仕切り石まではほぼ水平で、その後高さを減じながら西側の谷状地形へと続く。今回の調査はあくまでも排水溝の機能回復を目的としているため排水溝の端末については明らかにしていない。

今回の調査の現状からは推測の域を出ないが前庭部、あるいは墓道において石室閉塞時に何らかの墓前祭祀が行われた蓋然性は高いと考えられる。墳丘上に須恵器を伴う祭祀が行われていることを十分に想起させる事象である。

中世の砂防堤防

一紀の川市 土井ノ森城跡の発掘調査一

紀の川市教育委員会 森原 聖

1. はじめに

土井ノ森城跡が所在する紀の川市鞆淵は、貴志川の支流真国川の中流域に位置し、北は飯盛山・竜門山を主峰とする竜門山地に、南は生石ヶ峰を主峰とする長峰山脈に挟まれている。当地域は、平安時代後期に京都の石清水八幡宮領の荘園として成立し、別宮として創建された鞆淵八幡神社には国宝の神輿や重要文化財など多くの文化財が残されている。その後、鎌倉時代には高野山領となる。

当遺跡は中鞆淵に所在し、真国川の河岸段丘上に立地する。周辺には、同時期である中世の遺跡が点在している。鎌倉時代末にこの地域で勢力を伸ばした鞆淵氏の城跡とされる秋葉山城跡や同時期中野南城跡がある。その他、調査地南東側の台地上には「ドイバラ」の地名が残る館跡があったとされ、位置関係から当遺跡との関連が推測される。

尚、周知の埋蔵文化財包蔵地地図に示されている秋葉山城跡と中野南城跡は名称が入れ替わっていると思われ、調整が必要である。

2. 調査の成果

調査地は、元々耕作地として利用されており、県道かつらぎ桃山線に接する北側から南側の真国川に向けて低くなりながら数枚の耕作地が形成されている。調査は、遺構面2面を行った。

第1遺構面は、江戸時代後期から近代にかけてのものと考えられる。検出面では、石組み溝の底石等と考えられる片岩板石による石列を検出した。文献史料等から、現在に続く『湯ノ本溝』より分岐した水路と考えられ、造り替えの痕跡も確認された。また、より古い段階の溝や、軸線を同じくする耕作痕や土坑が見つかった。

第2遺構面は、掘立柱建物跡2棟や調査地南西側

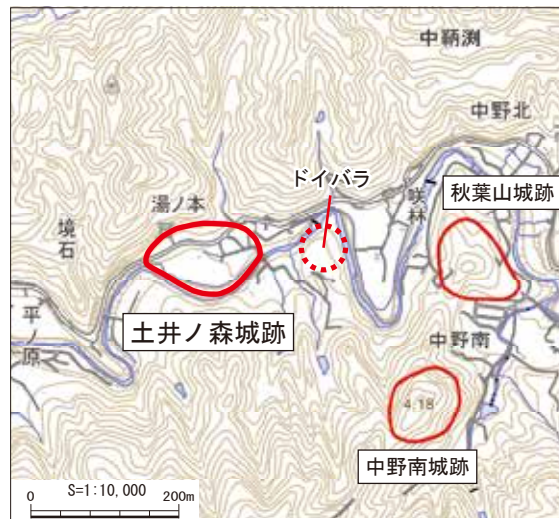


図1 土井ノ森城跡と周辺の遺跡

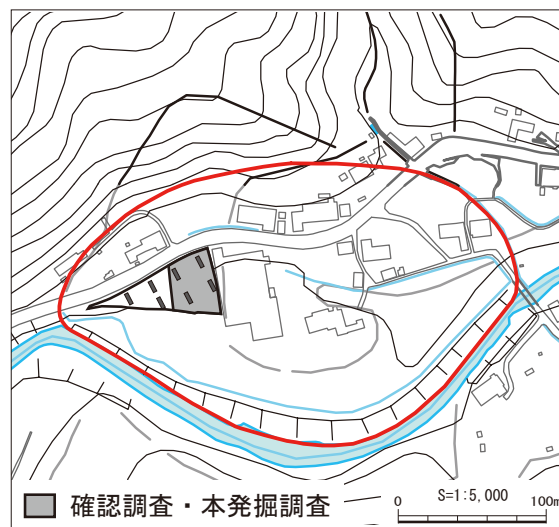


図2 調査位置図



写真1 調査地全景 西側上空から

で検出した砂防堤防等が検出された。遺構は、出土遺物から平安時代後期から鎌倉時代にかけてのものと考えられる。第2遺構面の地形は、北及び東側が平坦で高く、南西方向に向かって緩やかに下る。掘立柱建物跡は、調査地中央東端で検出された。南側の掘立柱建物跡1は総柱建物で、南北4間、東西2間以上の9.2 m×5.2 m以上の規模となる。また北側に近接する掘立柱建物跡2は側柱建物で、南北2間、東西2間以上の4.2 m×4.6 m以上の規模となる。掘立柱建物跡の北側では、柱列を同じくする地鎮遺構が検出された。地鎮遺構には数枚の土師器皿が埋納されており、遺構からの出土遺物から鎌倉時代のものと考えられる。砂防堤防は、周辺で採取される結晶片岩の石積みで形成されている。北側は幅の広い4段積み、南側は2段積みで南面には大型の石を立てかけるように並べている。南側には平行して木製の杭が残存しており、急角度となる南面を木製の板や杭によって補強したものと考えられる。石積みは最終的に土により被覆されていたものと考えられる。

3. まとめ

今回の調査によって検出された遺構は鞆渚荘の消長の盛衰に符合するため重要な成果となった。確認された地形から、調査地東側に居住域が展開することが想定される。砂防堤防は、調査により南側が湿地状となることが確認されたことから、南側の谷状地形の窪地に小規模な溜池が形成されていた可能性がある。

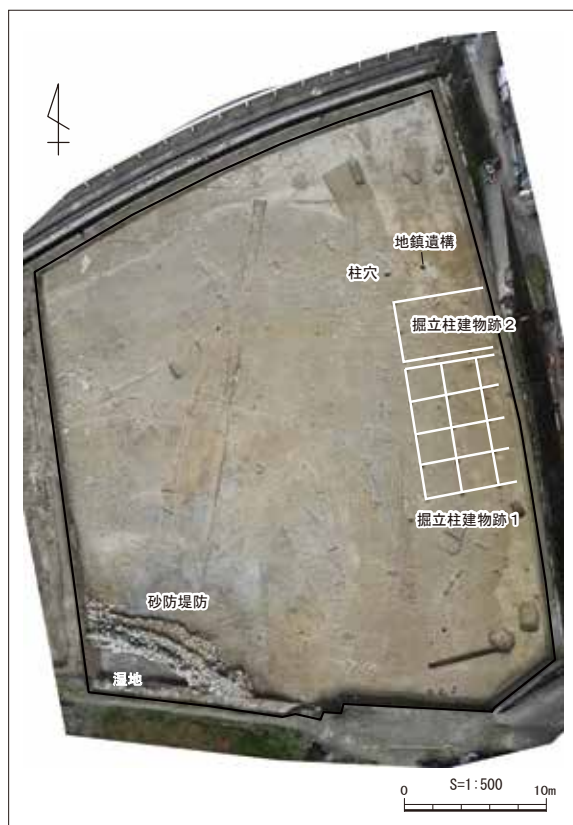


図3 第2遺構面 全体平面図



写真2 掘立柱建物跡 西から



写真3 地鎮遺構 北西から



写真4 砂防堤防 北東から

国指定史跡 湯浅党城館跡の調査成果

川口 修実（有田川町教育委員会）

中原 七菜子（湯浅町教育委員会）

1. 湯浅党城館跡について

湯浅党城館跡は、平安時代末期から南北朝期の紀伊国において大きな勢威を振るった湯浅一族を中核とする武士団「湯浅党」の城館跡である。湯浅党は全国的にも豊富で多様な関連史料が伝来することから、様々な視点で武士団の動向を観察することができ、既に戦前から中世武士団の典型事例として取り上げられるなど今日まで多くの研究成果が蓄積されてきた。湯浅党の本拠である有田地方には、文献史料以外にも湯浅党を物語る遺跡や寺社、美術工芸品、石造物といった多様な文化遺産が数多く残されている。有田地方は、これら湯浅党関連の文化遺産を総合的に検討することによって、中世武士団の具体的なあり方を知ることができる全国的にも数少ない地域の一つとして、日本中世史の中でも重要な位置を占めている。

湯浅党の研究は、これまで文献史料を中心に数多く進められてきたが、関連遺跡については十分な調査研究が進んできたとはいえず、地域史上の位置付けが不明確であった。平成28年度から有田市・湯浅町・有田川町が連携協力し、城館跡を中心とした関連遺跡の調査研究を進めてきた。その結果、発掘調査を実施した湯浅城跡と藤並館跡ではともに城館の形成年代が鎌倉時代後期（13世紀代）に遡ることが判明し、湯浅党との同時代性が証明されるなど大きな成果が得られた。

湯浅党城館跡は、豊富な中世文書を伝え、中世武士団の典型事例として研究が進められてきた湯浅党を象徴するものであり、我が国の中世前期の武士団のあり方を知る上で重要であるとして、令和3年3月26日付けで「湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡」として新たに国の史跡に指定された。



写真1 湯浅党の本拠（南西から）

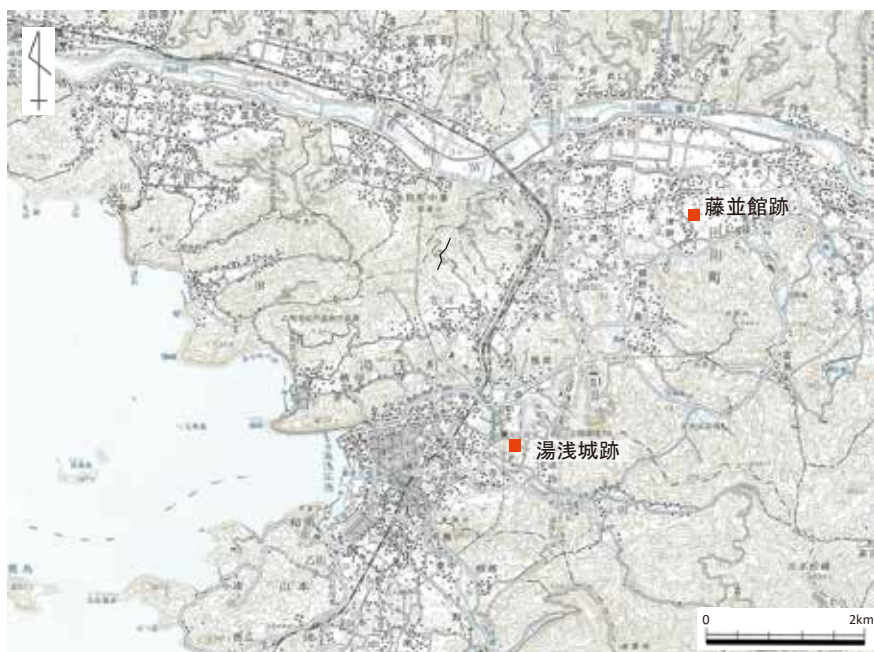


図1 湯浅党城館跡位置図

2. 湯浅城跡の調査成果

湯浅城跡は湯浅町青木・山田及び有田川町熊井にまたがる標高 77 m の青木山に位置する。市街地より東に 1.5 km 程離れており、城跡からは湯浅湾や湯浅・広の平野部を見渡すことができる。また、山の北側の斜面は急傾斜であり、西から南側には山田川が流れている自然の要害である。湯浅城跡は近世の地誌に記載されるなど、古くから湯浅党の本拠地として知られている場所である。



写真2 湯浅城跡遠景（南から）

湯浅城跡は、山の頂上に築かれた曲輪Ⅰを中心として、頂上から繋がる尾根上に曲輪を展開している。曲輪Ⅰと曲輪Ⅱ・Ⅲは土塁で繋がり、曲輪の北側は、急斜面で、帯曲輪を断続的に配し豎堀へと接続していることから防御の意識が強い。また、全体的に中世の城郭によくみられる堀切や横堀といった遺構は少ない。

平成 30 年には発掘調査を実施し、分布調査において中世前半の遺物が採取された、城跡で最も広い曲輪である曲輪Ⅳ（1区）、曲輪ⅠとⅡの間に設けられた南北方向の堀切（2区）、曲輪Ⅰの東側に築かれた曲輪Ⅱ（3区）の3か所に調査区を設置した。

堀切（2区）は、上から流れてきたと思われる焼土層や 13～15 世紀の遺物が堆積しており、その下は岩盤である。底付近に堆積した焼土から 15 世紀の遺物が出土したことから、少なくとも 15 世紀には地山である岩盤を穿って堀が形成されていたであろうということがわかった。

曲輪Ⅱ（3区）は、造成面に凹凸をかなりもたせており、遺構は集中していないが、わずかに土師器片などを含んでおり、中世段階で何らかの利用がされていたとみられる。

曲輪Ⅳ（1区）は、元々谷状の地形であった場所を鎌倉時代に造成して平坦部を作り出していることが分かった。湯浅氏が勢力を誇った時代に城跡を形成し、使用していたことが確認できたのは大きな成果といえる。また、整地を伴う礎石がいくつも出土しており、繰り返し整地を行い、建物を建て替えていたことがわかった。今回の調査では建物の規模等の詳細までは確認できなかったが、焼土面や瓦も検出されている。また、茶道具である瓦質土器風炉や中

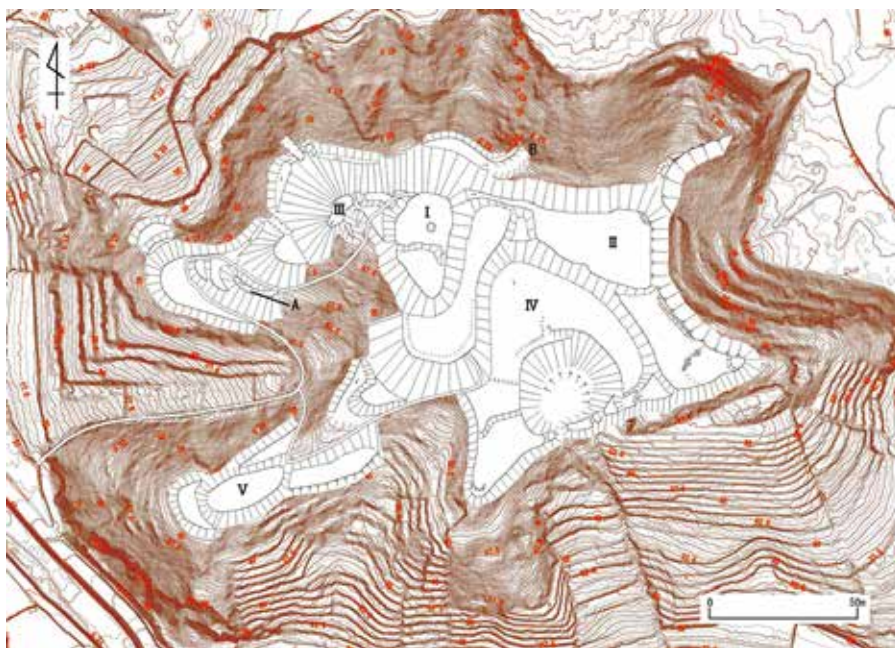


図2 湯浅城跡縄張り図

国製青磁碗等が出土していることから、戦時中に使用する城というだけではなく、饗宴や儀礼的な場としての性格も持ち合わせていたと考えられる。



写真3 1区 鎌倉時代の焼土面・礎石（西から）



写真4 2区 堀切（東から）

3. 藤並館跡の調査成果

藤並館跡は有田川町下津野に所在し、地元では「土居の堀」とも呼ばれている。四方に残る土塁と南側を除く三方の堀に囲まれた方形区画が良好に遺存し、近畿地方でも有数の保存状態を誇る平地城館として知られ、その範囲は東西75 m、南北87 mに及ぶ。館の形状は北西部分の堀と土塁は西側の堀・土塁に対して直行しておらず、やや斜行しているために五角形のような形状となっている。土塁の規模は幅8～16mと一定ではないが、かつては現状よりも幅が広かったと言われており、南東部分は途切れて開口していることから小口と推定される。南堀は埋没して地表面上にその痕跡はないが、発掘調査によってその存在が確認され、堀が四方に巡っていたことが判明した。方形区画の外側については、かつて城館の東側に存在した王子社（オジノミヤ）や北西部における方形の張り出し、南側の方形区画に対応するように対称を



写真5 藤並館跡航空写真

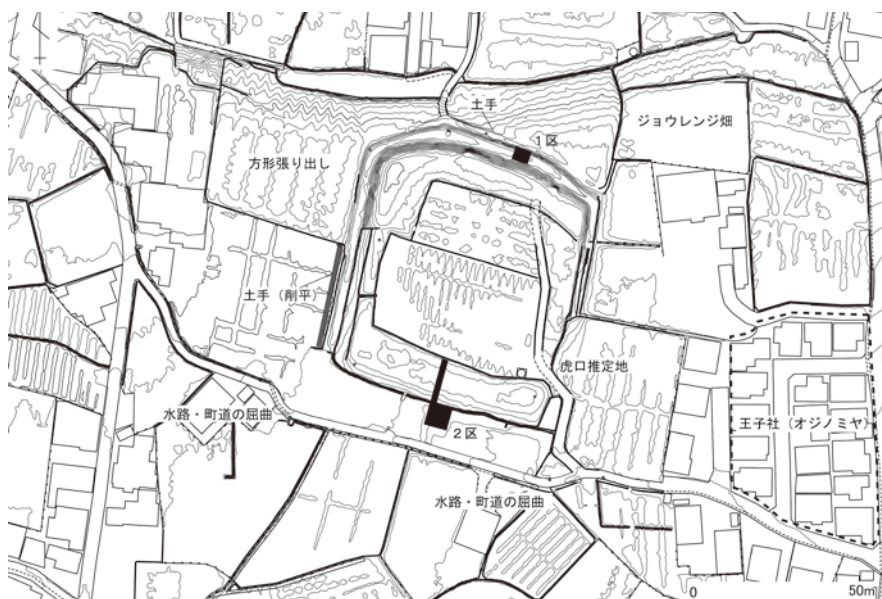


図3 藤並館跡測量図

なして折れ曲がった水路・道路の形状から、方形区画の外側にも関連施設が存在していた可能性がある。

発掘調査は平成 29 年度に実施し、北堀に 1 か所（1 区）、南堀推定地と土塁に 1 か所（2 区）の調査区を設定した。最も大きな成果は、保存状態の良い鎌倉時代の土塁が確認されたことであり、全国的に見ても中世前期に遡る数少ない土塁の検出例として注目される。土塁の構築時期は 13 世紀後半と判断され、城館の形成が



写真6 鎌倉時代の土塁（東から）

13 世紀代に遡ることが明らかになった。藤並館跡が湯浅党関連の重要拠点であることが確認され、当地域における同時代の在地領主は藤並氏のみであることから、湯浅党の他門として有力な構成員であった藤並氏の関連城館であると判断できる。15 世紀には土塁の拡幅と箱堀への改修が行われ、堀底には礎石とともに堰状遺構が検出されたことから堀内の水を滞水させて灌漑用水に用いていたと考えられる。16 世紀中頃から後半には建物に瓦葺きが導入されるとともに、土塁の大規模な拡幅が行われる。この時期の土塁上面では焼土と多量の瓦・土壁を含む焼土層が検出され、付近に瓦葺施設が構築されたことが分かる。これらのことから、藤並館跡は鎌倉時代の方形居館を戦国期まで改修を繰り返しながら利用していることが判明した。

4. 史跡の保存活用に向けて

今回、湯浅城跡と藤並館跡が湯浅党城館跡として国史跡の指定が実現したが、史跡の保存活用はスタートラインに着いたばかりである。平成 28 年度から始めた湯浅党関連文化財の調査研究によって、湯浅城跡と藤並館跡において湯浅党時代の利用状況の一端が明らかになった。しかし、調査はごく一部にとどまるものであり、解明すべき課題は数多く残されている。今後さらに調査研究を継続的に進めながら、実態を解明し、さらなる価値の究明に取り組む必要がある。令和 3 年 3 月 13・20 日には国史跡指定記念シンポジウムを開催し、湯浅町・有田川町内外から多数の参加をいただいたが、引き続き調査成果を地域住民の方々と共有し、広く発信し続けていくことが必要であると考えます。

また、湯浅党が活動した形跡が残る湯浅の町並みや有田郡内の寺院、仏像や石造物など関連する文化財をいかしたまちづくりにも取り組む必要がある。まずは適切な保護ができる体制を整え、地域住民の方々とともに協働しながら史跡保護のあり方について検討を進めていきたい。



写真7 国史跡指定記念シンポジウム

安居近世用水路 附 安居暗渠碑

—清流のきらめきは、悠久の時を越えて—

白浜町教育委員会 佐藤 純一

はじめに

「安居近世用水路 附 安居暗渠碑」は、令和3年4月16日付けで和歌山県指定文化財（史跡）として、指定された。それ以前は、日置川町指定文化財（史跡）第1号「安居暗渠と水路」、第2号「安居暗渠碑」として、ともに昭和57年1月26日付けで指定されている。この2件が、日置川町により指定された初めての文化財であったことは、本史跡が地域にとっていかに重要なものであったかを端的に物語る。今回、地宝のひびきの誌面をお借りして、地域が誇る貴重な宝である安居近世用水路 附 安居暗渠碑について紹介し、より広く周知を図ることを目的とする。

また、指定申請の過程でこれまで詳細には知られていなかった周辺の地質環境についても知見を得ることができたため、併せて報告したい。

1. 概要

種別（区分）	記念物（史跡）
名 称	安居近世用水路 附 安居暗渠碑
員 数	1
所在の場所	西牟婁郡白浜町向平字湯之上 513 番 1 他 4 筆
所 有 者	和歌山県（河川管理者）、個人、寺社
現 況	

文化財としての価値

安居近世用水路は、江戸時代後期に整備された、和歌山県西牟婁郡白浜町向平から安居に至る約2kmにわたる用水路である。この用水路は、当時の安居村の水田を潤すことを主たる目的に、同村の庄屋をつとめた鈴木七右衛門重秋（1741～1828）の主導のもと、安宅川（現在の日置川）から導水して整備が計画された。工事は、寛政11年（1799）に起工され、資金難による途中中断がありながらも、文化2年（1805）に竣工した。

暗渠は、白浜町向平から神宮寺にかけて、直線距離でおよそ242.5mにわたり岩盤（砂岩泥岩互層）を掘り抜いた水路である。掘削は取水口と出水口の双方から行われたと想定され、複数の裂か帯に沿うかたちで、若干蛇行するものの、ほぼ直線的に掘削されている。暗渠の横断面は高さ0.9～2.4m、底面幅0.3～1.0mである。勾配は、取水口と出水口の高低差が22cmとなる。

開渠は、県道37号線（日置川大塔線）沿いに所在する。



安居近世用水路 附 安居暗渠碑

第1図 位置図

現在は、その大部分がコンクリート製の水路に変更され、また隣接の県道の改修によって暗渠化されている状況にあるが、2か所で石組みの側壁が往時の姿を遺している。そのうち、北側の水路（開渠1）は延長20.4 m、南側の水路（開渠2）は延長27.5 mである。双方とも水路上幅1.6～2.7 m、底幅0.8～1.2 m、深さ2.0～2.3 mである。

安居暗渠碑は、11代紀州藩主徳川斉順が勘定奉行に命じ、天保5年（1834）に仁井田模一郎源好古に撰文させて建立させた碑である。碑文には用水路建設の経緯と鈴木七右衛門重秋の遺徳が記されている。

また、建設経費についても、開渠部を紀州藩、それ以外を安居村と鈴木家で負担したこと、総経費が1,200両で、その内訳は紀州藩380両、安居村400両余り、鈴木家400両余りであったことが記されている。

安居近世用水路は、和歌山県における近世灌漑用水路の中でも特異かつ傑出した事例であるとともに、近世における測量技術や土木技術の高さをものがたる貴重な史跡である。



写真1 安居暗渠碑（三須和神社境内）



写真2 安居区周辺航空写真（写真上部が上流）

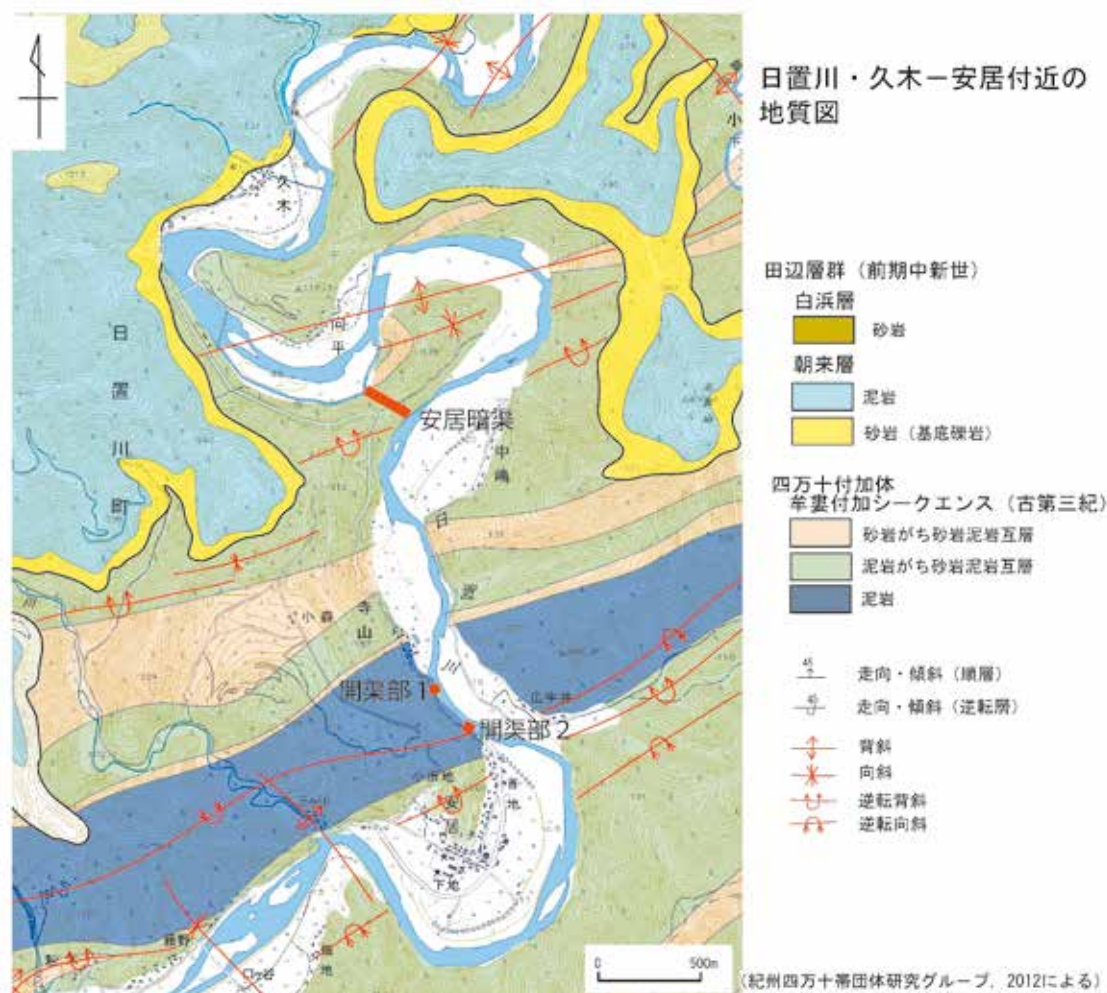


写真3 安居近世用水路 写真

〔凡例〕左上から順に「取水口全景」、「出水口全景」、「開渠2全景」、「開渠部2内部」となる。
右上から順に「取水口側内部（外側から撮影）」、「出水口側内部（内側から撮影）」となる。

2. 周辺の地質環境について

暗渠は、四万十付加帯牟婁付加シークエンス（古第三紀）の泥岩がち砂岩泥岩互層に属し、開渠はともに泥岩層に属する。取水口側（上流側）は硬い砂岩がち砂岩泥岩互層が伴っており、その分暗渠の幅が狭くなる傾向がある。出水口付近には、火成作用に伴う熱水変質を受けて硬化した石英脈が確認されている。また、湯の花が産出されており一部で温泉が湧出する。



第2図 安居近世用水路周辺地質図（中屋志津男氏作図に一部追記）

おわりに

安居近世用水路は、その完成以来 200 余年にわたり清流日置川のめぐみにより、安居区と寺山区の水田を潤してきた。さらに、地域の用水として様々なかたちで活用されることにより、その担ってきた役割は単なる土木構造物を越えた地域の紐帯とも呼ぶべきものに昇華されている。そのことは、用水路完成を記念した水観音祭（安居区・寺山区）において、現在は安居区に在住されていないにもかかわらず、鈴木家子孫が毎年参列されていることにも表されている。

しかしながら、近年のたび重なる水害により、暗渠取水口側（上流側）の日置川本流からの導水箇所が埋没してしまい、暗渠の通水が不可能となった。現在は、農繁期のみ用水路の途中からポンプアップをおこない、川の水を汲み上げている状態である。

農業用水としての復旧は非常にハードルが高いものであるが、地域の貴重な文化遺産としての保存と活用については、今後とも地域の協力を得ながら推進していきたい。

地宝のひびき

—和歌山県内文化財調査報告会 2021—
報告資料集

発行日 令和4（2022）年1月23日
発 行 公益財団法人和歌山県文化財センター
〒640-8301 和歌山市岩橋 1263 番地の1
TEL：073-472-3710 FAX：073-474-2270
Email：maizou-1@wabunse.or.jp
U R L：http://www.wabunse.or.jp/
印 刷 白光印刷株式会社



須恵器^{はそう}礎



須恵器高坏

吉原遺跡（美浜町）

地宝のひびき

—和歌山県内文化財調査報告会 2021—

資料集

- 且来Ⅵ遺跡の発掘
—新たな方形周溝墓の発見—
- 且来Ⅴ遺跡の発掘調査
- 吉原遺跡の発掘調査
—弥生時代から古墳時代の墓域と土器埋納遺構—
- 県内最大の方墳 岩橋千塚古墳群井辺1号墳の発掘調査
- 岩橋千塚北麓で見つかった中世の屋敷跡
—岩橋Ⅱ遺跡の発掘調査—
- 絵図に描かれた近世堤防
—慈尊院Ⅱ遺跡、慈尊院中小路地先遺跡の発掘調査—